

平成20年第2回三笠市議会定例会

平成20年6月17日(第1日目)

議事次第(第1号)

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 2番 岩崎龍子氏
 - 9番 谷津邦夫氏
- 3 会期の決定
平成20年6月17日
平成20年6月26日
10日間
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
- 5 議事
- 6 延会宣告

議事日程

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般報告について(議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告) |
| 日程第4 | 一般質問 |

出席議員(12名)

議長	5番	高橋守氏	副議長	1番	丸山修一氏
	2番	岩崎龍子氏		3番	佐藤孝治氏
	4番	齊藤且氏		6番	武田悌一氏
	7番	儀惣淳一氏		8番	猿田重夫氏
	9番	谷津邦夫氏		10番	藤浪成憲氏
	11番	扇谷知巳氏		12番	熊谷進氏

欠席議員(0名)

説明員

市 長	小林 和男 氏	副 市 長	西城 賢策 氏
総務部長	森原 裕 氏	総務課長	星野 直義 氏
財務課長	右田 敏 氏	企画経済部長	松本 哲宜 氏
企画振興課長	須河 恵介 氏	農林課長	松浦 基晴 氏
商工観光課長	中村 正法 氏	環境福祉部長	澤上 弘一 氏
市民生活課長・	内田 克広 氏	福祉事務所長	阿部 弘之 氏
選管事務局長			
保健福祉課長	永田 徹 氏	建設部長	中沢 敏男 氏
建設管理課長	金子 満 氏	建設課長	米田 廣文 氏
水道課長	作佐部 盛秀 氏	会計課長	梅津 吉昭 氏
教育委員長	大野 政行 氏	教 育 長	富樫 繁樹 氏
教育次長	黒田 憲治 氏	学校教育課長	栗山 俊彰 氏
社会教育課長	田中 哲也 氏	病院事務局長	吉田 正幸 氏
消 防 長	富田 照男 氏	消防署長兼	辻道 元信 氏
		総務予防課長	
消 防 課 長	石岡 竹志 氏	生活安全センター長	西原 淳志 氏
監 査 委 員	宇野 政美 氏	監査委員事務局長	土岐 学 氏
出席事務局職員			
議会事務局長	北山 一幸 氏	総務係長	豊口 哲也 氏

開会 午前10時23分

開 会 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、平成20年第2回定例会を開会します。

開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋 守氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、2番岩崎議員及び9番谷津議員を指名します。

日程第2 会 期 の 決 定

議長（高橋 守氏） 日程の2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月26日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

会期は、10日間と決定しました。

日程第3 諸 般 報 告

議長（高橋 守氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みといたします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 報告第1号市長行動報告について報告いたします。

まず初めに、4月17日に行われました暫定税率等の継続を求める地方の声総決起大会に参加いたしまして、そこに記載しておりますように、場所は東京都日比谷公会堂で行われました。主催につきましては、道路整備促進期成同盟会全国協議会が主催ということで行われました。参加者については、約3,800名と言われておりまして、全国のほとんどの自治体、国会議員等あるいは自治体、議会等が参加いたしました。決起集会の後、北海道は五つの班に分かれまして、私ども第3班ということで、北見市長、三笠市長ほか、町村長さんと一緒に国会議員のほうに要請に行ってまいりました。第3班の行った先は、自由民主党につきましては、中川義雄先生、伊達忠一先生、橋本聖子先生、民主党につきましては、峰崎先生、小川先生、相原先生、公明党につきましては、加藤先生、風間先生、共産党につきましては、紙先生のところへ行きますので、それぞれ要請したところでございます。

続きまして、報告第2号損害賠償履行請求事件に係る住民訴訟についてでございます。

このことにつきましては、5月30日午後1時15分、札幌地方裁判所におきまして判決が出されました。主文につきましては、そこに3点記載されておりますので、御参照いただきたいと思います。三笠市の対応といたしましては、この件については、控訴は行わず、判決に基づき、返還請求を行うこととしたところでございます。

続きまして、報告第3号人事発令についてでございますが、平成20年3月31日付で退職が医師職を含めまして4名。また、4月1日付での採用は医師1名。また、人事異動につきましては、市長事務部局が17名、教育委員会関係が1名、それから監査委員会事務局が1名、また4月2日付で医師1名につきまして採用いたしましたところでございます。

続きまして、報告第4号市の工事につきましてご説明申し上げます。

そこに記載しておりますように、市の工事については、6件ございます。まず一つは、三笠市街38号線外6路線簡易舗装の新設工事でございます。幸町につきましては2カ所、高美町についても同じく2カ所、そのほか弥生町2丁目並びに弥生並木町、それから岡山の以上7件が今回そこに記載のとおりで工事を行ったところでございます。契約金額、工事期間、工事請負人、それから指名競争入札等については、そこに記載してあるとおりでございます。

続きまして、唐松常盤町団地改良住宅の浴室整備工事でございますが、唐松の常盤町浴

室整備1棟12戸を行いまして、この工事につきましては、浴室整備工事と浴室整備衛生設備工事と二つに分けておりまして、そこに記載されておりますような内容で行うことにいたしましたところでございます。

また、水道のメーターの器具の取り付け工事については、御承知のように、市内を弥生藤枝町を境にして、第1工区、第2工区と分けまして、それぞれそこに記載してあるような内容で行ったところでございます。

それから、市道いちきしり2号線配水管改良工事につきましては、そこに記載しておりますような内容でございます。

以上が報告第4号でございます。

その他、北海道工事あるいは国の工事につきましては、別紙で皆さん方にお渡ししておりますので、省略させていただきます。

以上をもちまして、行政報告を終わらせていただきます。

議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に、報告第2号総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に、報告第3号総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、最後に、報告第4号建設部関係について。

熊谷議員。

12番（熊谷 進氏） この資料のほかに、議案として工事請負契約の関係が出てきますけれども、いわば暫定税率の関係で、4月の発注がほぼゼロというような異常な事態だったわけですが、仄聞するところでは、なかなか中小零細な企業群ですから、資金繰りも大変だというようなことも伺っておりますし、商工会にもそんなように金融相談等が何件か持ちかけられておりますけれども、今、ここで今年度の発注率どのぐらいと、この時点でどのぐらいかと聞いて答えてもらえるなら、それはそれで数字押さえておきたいけれども、今、私がこの段階で申し上げたい本旨は、前段言ったようなことにかんがみて、今後の発注について、特段のそういう配慮をしていただきたいと、こういうことです。数字があれば、もらっておきます。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 6月13日現在の工事の発注につきましては、請負金額で約5億8,000万円ほど契約しております。事業費ベースの発注率で言いますと、約58.6%の執行率となっております。今後につきましても、できるだけ冬期間を避けるような形で、可能な限り秋口ぐらいまでに工事を発注したいと。

（「公住入ってるの、公住入ってないの、ここに」の声あり）

建設部長（中沢敏男氏） 入っております。公営住宅の分も今の率の中に入っております。以上です。

議長（高橋 守氏） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとさせていただきます。

日程第4 一般質問

議長（高橋 守氏） 日程の4 一般質問を行います。

一般質問については、丸山議員ほか4名からの通告がありますので、通告順に従い、順次質問を許可します。

1番丸山議員、登壇質問願います。

（1番丸山修一氏 登壇）

1番（丸山修一氏） 2008年度第2回定例会において、さきに通告したとおり質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

病のせいで発音も悪く、お聞き苦しい点もあると思いますが、質問の趣旨をお酌み取りくださり、答弁いただけるようお願いいたします。

最初の質問は、郵便局からの住民票等の発行についてであります。

このことは、本市の事業縮小により、幾春別支所が廃止されたことから始まります。この支所の廃止により、幾春別、弥生地区などの住民の利便性を考えて、幾春別郵便局から住民票、戸籍、印鑑証明、付票などを受け取れるようにしました。支所は、もともと幾春別、奔別、桂沢、弥生地区住民の利便性を図るために、この地区の住民票などを一元管理し、住民票の発行、戸籍の受け付け、転出・転入証明など幅広い要望に対応してきました。しかし、いつしか炭鉱の縮小、閉山により住民サービスの見直し、業務の改善により、住民票などの発行業務だけが引き継がれ、現在に至っております。

そこでお聞きしたいのは、この住民票等の発行業務であります。幾春別、弥生地区の住民は、住民基本台帳の数値によれば、弥生約660人、幾春別地区約690人で、この合計約1,350人余りであります。この方たちが1年間どれぐらい利用しているかをお聞きいたします。

しかし、どうでしょう。弥生地区の住民が幾春別まで行くのは、弥生地区は、幾春別に近い弥生桜木町から唐松地区に隣接する弥生藤枝町まで東西に長く広がっております。また、この地区の年齢構成は、65歳以上の方が315人、47.8%に達し、5年後には私の試算では539人、54.6%に及ぼうとしております。このように、高齢者の比率は年々上がっていきます。加齢になると、出て歩くことも大儀となりますが、本人を証明

する資料としては、住民票、戸籍の謄本、抄本、印鑑証明の書類は絶対的に必要でありませぬ。遠くの親戚より近くの他人ということわざではありませんが、弥生地区にも特定郵便局が存在しております。郵便局も民営化になり、厳しい経営運営が求められることとなりますが、郵便局の経営の基盤は、何といたしてもその地区に住む住民との接点ではないかと思ひます。地区に住む住民は少ないが、その上に経営が成り立っているものと思ひます。ほかの会社の経営にかかわることありますから、これ以上の言葉は差し控えたいと思ひますが、地区の住民は減っていく中での厳しい経営環境であります。このため、住民と郵便局の協力関係が必要だと強く感じます。住民がお金をおろしに行くと同時に、住民票等の発行を依頼するなどの関係が構築されればいいと思ひます。このことは、唐松、幌内、岡山地区にも言えます。唐松地区は住民は987人、65歳以上の方々は448人、45.4%。そして、5年後の私の試算では、約539人、54.6%に達する見込みであります。幌内地区の住民は772人、うち65歳以上は約409人、53%もおります。5年後、同じく私の試算では、約472人、61.1%に達する見込みであります。いわゆる幾春別・弥生・唐松・清住・幌内地区は、限界集落と言われるようになります。本日は、限界集落の話はしませんが、これが1年でも2年でも先延ばしになることも考えないといけません。そして、岡山地区、この地区の経済活動は、三笠市内に足は向きません。大方の住民は、岩見沢方面に向かいます。その中で、住民票等の発行に関しては、三笠市内に出てこなければなりません。また、この住む方々は、平均年齢が若い方が住んでおり、そのために会社を休むなど、生活に大きな影響があります。市内の各地区には、特定郵便局が存在しております。このようなことを考えれば、住民との接点が経営基盤の強化にもなり、住民もわざわざ三笠や幾春別まで足を運ぶことなく、生活している地区から住民票等を発行してもらい、経済負担を軽減するのも大事な行政サービスになります。郵便局との共存共栄を図る上でも、弥生・唐松・幌内・岡山郵便局で、幾春別郵便局と同じようなサービスを図ってはいかがかと思ひます。

次に、お聞きしたいのは、本市の収納代理金融機関の指定であります。本市の収納機関及び代理機関は、地方自治法第235条2項及び施行例第168条の3及び4項の規定に基づき、本市の財務規則に記載されております。昨今、税・料の収納においては、国や道の財政逼迫、交付税、補助金等の減少により、各自治体には、税・料の収納アップには、いろんな工夫が見られます。また、悪質滞納者については、差し押さえなどの強制収納を発動したり、裁判所への申し立てを行い、厳しい措置が見受けられます。収納率をどのようにして向上させるかが各自治体の知恵とはいえ、うまいアイデアも浮かびません。記憶が定かではありませんが、隣の岩見沢市では、コンビニでも税金等の収納ができるよう協議をしていくとの話も聞いておりますし、道税は収納ができるようになっております。本市にも数は少ないが、コンビニがあります。加えて、小売業から銀行を経営している店舗もあります。イオンとセブン・イレブンであります。特に、イオンは、この買い物対象者が少ないこの地域に建物を建設され、販売経営を行っております。私には、イオンの経済

効果はわかりませんが、固定資産税、法人税や働いている方の市民税など相当な金額に達するものと思います。加えて、人口減少が続く本市で、水道料や下水道料の料金は、両会計の財政に大きな位置を占めていると思います。また、働く場所の少ない本市にとって、人を雇用する企業としても評価できるのではないかとと思います。この小売業イオンとかかわり深い会社が、法人化は別としても、銀行業まで経営を拡大しました。銀行という名称は、国から財政的にお墨つきをいただいた金融機関でもあります。私はそのような意味でも、本市の税・料の収納代理機関としても認知すべきだと思います。イオン銀行は、NHK、東京電力、中部電力など公共料金を納めることができる機関でもあります。また、土曜、日曜、祝日などは、買い物客の多い店でもあります。若年世代が買い物ついでに税・料を納める店舗としては、条件がそろっております。また、職員の給与の振り込み金融機関としても何ら差し支えないものとも思います。そのような意味において、イオンやセブン・イレブンの銀行も本市の代理機関として指定してもよいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

どうか、質問の真意を受け取って答弁くださるようお願い申し上げ、質問といたします。

議長（高橋 守氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） それでは、私のほうから、まず1点目の郵便局との共同作業ということで、現状の対応、それから他局への拡大についてということで、お答えさせていただきます。

今、議員から御質問にありましたように、この業務につきましては、まず今現在のところ、幾春別支所が廃止になった平成16年4月から今の日本郵便株式会社、これを通して幾春別郵便局へ委託をしているということでございます。内容としましては、印鑑証明、戸籍、住民票などの交付ということで行っております。

現状の取り扱い状況ということでは、19年度の内容でございますが、幾春別郵便局でこれらを取り扱った件数は、1年間で133件となっております。また、この業務を他局、弥生、唐松、幌内、岡山地区へ拡大してはどうかという御質問なのですが、今お話にありましたように、これからまた各地域の人口の動態だとか、そういったことをいろいろ議員がおっしゃるように、危惧される向きはあるというふうに認識しております。ただ、ちょっとお金のことを言って恐縮なのですが、もしこの業務を他局へ委託した場合にどれぐらいかかるかと申し上げますと、これを事務を行う場合に、模写電送装置、それから配線工事等含めまして、1カ所70万円、4カ所やりますと280万円。また、年間の経常的な経費、回線使用料、それから電気料、事務手数料などを含めると、1カ所約十四、五万円、年間で約60万円がかかるという見込みになっております。こういった財政的なこともありますけれども、地域の実態ですとか、またこれ郵便局のほうにも受けていただけるかというようなこともあるかと思っております。サービスとして、こういった方向が適当なのか、正しいのかということも見きわめたいと思っておりますので、少し時間をいただい

て、これ検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 会計課長。

会計課長（梅津吉昭氏） 続きまして、2点目のイオン銀行、セブン銀行の収納代理金融機関の指定について説明いたします。

初めに、イオン銀行、セブン銀行の概要について説明させていただきます。

まずイオン銀行につきましては、ショッピングセンターを利用する個人を対象とする銀行であります。口座を開設した人にはキャッシュカードが発行されますが、預金通帳は交付されません。公共料金の口座振替につきましては、NHK受信料、NTT電話料、東京電力電気料などを扱っております。銀行店舗につきましては、イオングループのショッピングセンター内に三、四人の職員を配置する有人店舗と職員を配置しないで現金自動受け払い機、ATMの機械のみを設置している二通りの店舗があります。有人店舗は、現在、全国で30店ありまして、関東、東海、関西地区にあります。北海道には、8月に札幌市内のショッピングセンター内に初の店舗を開設し、来年3月までに札幌市内にあと2店の開設が予定されております。店内にATMのみを設置している店舗につきましては、現在、45都道府県998店舗で、1,351台稼働しております。そのうちの1台がイオンスーパーセンター三笠店に設置されております。イオン三笠店に設置されているATMの機能につきましては、現金の入金、払い出し、残高照会、キャッシュカードでの振り込みなどの取り扱いサービスとなっております。

次に、セブン銀行につきましては、ATMでの全国展開を主体とする銀行であります。法人向け融資は行わず、コンビニなどにATMを設置して、利用者、提携先金融機関からの手数料収入を得るATMによる現金出納サービス専門銀行で、窓口振替サービスは行ってはおりません。

以上、ただいま申し上げましたことによりまして、収納代理金融機関への指定について検討いたしますと、三笠市内のイオン銀行、セブン銀行とも店内にATMのみを設置している銀行によりまして、三笠市所定の納付書で税金などを納めることはできません。また、口座振替は、セブン銀行では行っては無く、イオン銀行でもNHK受信料など一部の公共料金について実施していますが、地方自治体の税金は取り扱ってはおりません。双方の銀行とも現在は公金の取り扱いができないため、収納代理金融機関の指定には至りません。

なお、今後、現在設置されているATMで税金が納められるようにATMが改修されたり、または店内に有人店舗が設置されるなど、公金の取り扱いが可能になった時点におきまして、市民の利便性、納付書などの変更に伴うシステム改修費、取扱手数料などの経費をトータル的に考えて、指定について検討していきたいと思っております。以上です。

議長（高橋 守氏） 丸山議員。

1番（丸山修一氏） 金融機関の関係なのですけれども、金融機関できるかできないか

は、それは相手があることだし、それから納付書の問題だとかいろいろあるのだけれども、私はここで問題にしたかったのは、イオンがイオン銀行をつくったということなのです。ということは、三笠の場合、企業が入ってきます、誘致をします、その後のアフターサービスが悪いとよく言われます。私も観光にいたり、商工にいましたから、それで工業団地を歩けば、アフターが悪いとよく言われまして、その中で企業撤退する事業もあるわけなのです。だから、イオンだとかセブン銀行については、そういう小売業から銀行を出したという、そういうことの情報をもっと早く的確につかめば、逆にこういうことをできるのだろうか、できないのだろうかという話を私はもっとできると思うのです。それがまた逆に、銀行に対して入ってきた企業と行政のコミュニケーションができて、逆にその企業からこのまちはいいぞという、ほかの会社に働きかけがあって、企業が来るかどうかは別にして、そういうことも考えられるのではないかと思うのです。ですから、そういう情報があれば、的確に動くということが大事でないかなという思いでいたわけなのです。それとあと、イオンについては、私は今の段階ではできないと思うけれども、納付書の改善が、例えばうちのほうで改善して、こういうことだったらどうだろうかという話でやれば、できる可能性もあるわけでしょう。セブン銀行は別にして。逆に、うちのほうも積極的に動くということも大事だと思うのですよ。それからやっぱり、これがブランド力に、三笠市の税金納めるからブランド力になるということもないけれども、道税、国税とか、いろんな形でお金を納めるようになれば、まだまだイオンのブランド力も上がっていく。私はイオンばかり云々ではなくて、全体がそうなればいいと思っているのですけれども、たまたまイオンはああいうところに大きな販売店舗をつくって、あれだけの雇用を出していますから、やっぱり物心で協力できることもできない部分もわかりますから、心の中で目配り、気配り、これから企業にしてもらいたいなということがありまして、今回の質問にしたのです。そういうことも含めて、これからも一生懸命検討してもらいたいなというふうに思います。

それから、住民票の件なのですけれども、確かに弥生だとか、幾春別は600人ですから、まだまだ人は減っていきます。ただ、人は減っていても高齢化は進んでいくのですよね。そうしたら、自分はこういう体になったから出て歩くのも大変なのです。できれば、こんなもの電話一本で逆に住民票なんとかしてくださいとやって、うちの場合だったら、横割りで考えていただいて、各課に車があるわけでしょう。例えば納税なら納税の車だとか、それを地区別に分けているわけだから、それで個人個人に持っていかるとか、そういうルートだって私はつくってもいいと思うのです。ただ、岡山の場合については、今言ったように若年者が多いものだから、休んで、例えば車買うといっても、住民票要るわけだし、印鑑証明も要るわけだし、そういう意味で岡山地区は、それは岡山郵便局という相手がありますから、一方的にうちがやったってどうにもならないけれども、相手があることだから、そこは協議をして合意が整えば、私は可能かなというふうに、可能というか、お金の問題ありますから、100万円ぐらいのお金かかるようだけれども、それぐ

らのサービスがあってもいいのかなというような思いもします。確かに、唐松とか幌内、これから人がふえるわけではありません。ただ、高齢化だけは間違いなく進んでいくということなのです。その部分でどういうサービスができるか考えてもらいたいなと。こればかりではないと思うのです、行政サービスできるものは、できれば、コンパクト化するために、そこに住んでいる方々は、三笠市内に來いと言っても失礼なことなだけども、そういうことも含めて考えていかないと、このまちだんだん大きくはなっていくませんから、どういふうにしてコンパクト化させて、行政経費を削っていくかが問われると思いますから、その点も含めてちょっと考えてもらいたいなと思うのですよ。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） ただいまの御意見、貴重な御意見として承りまして、議員の御意見を含めまして、十分に吟味して検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（高橋 守氏） 丸山議員。

1番（丸山修一氏） 十分に吟味してくれるということだから、私はこれ以上言いませんけれども、三笠の場合については、どのような住民サービスが整えるか。これから、振興策も大事だと思います。だけれども、振興策も大事で、工業団地をただにするということで、ああやって新聞に載っていましたがけれども、實際来るかといったら、なかなかナショナルとか、東芝だとか、そういう会社来るなら別だけれども、なかなか厳しいと思うのです。ですから、私は、ここに住んでいる1万1,000の方々がどのようなことで生活レベルが上がっていくか、そのために行政サービスは何ができるかということを考えていかないとだめだといふうに感じているのです。そういう意味で、今言ったように、ある公共機関、うまくお互いが連携して利用していければ、そういう意味で考えていかなければならないような思いがあるのです。まちづくりについては、まだまだこれからお話をしなければならぬと思ひますけれども、今言ったように十分な吟味をしてくれるということでお答えをいただきましたので、これで質問を終わりますけれども、よろしくお願ひいたします。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 貴重な御意見いただきまして、本当にありがとうございます。

郵便局との連携の問題について、やはり地域の住民サービス、特に高齢化した地域の問題ということで、私どももとらえまして実は議論をさせてもらっています。そういう点で言えば、確かに費用がかかることは確かです。これは、サービスしていく以上は当然のことでありまして、実態として、施設費だけで言えば、例えば郵便局の幾春別の実態をとらえて言えば、1件当たり交付するのに3,800円という金額になると。これ施設費です。そのほかに維持費の関係もありますから、これらを引き伸ばしていって考えると、金額的にはもう非常に大きな金額になっていくということになりますので、そういう点で言えば、金額でとらえるということも重要でしょうけれども、しかし一方で高齢化する市民

の中でどういうふうに行政サービスを向上させていくかと、御指摘のとおりだと思います。特に高齢者の問題として、この部分は大きいと思いますので、全体の政策の中で、ぜひ検討させていただきまして、できるだけ早くに答えを出したいというふうに考えているところでございます。

それから、二つ目いただきましたイオン銀行との関係、これはこちらも御指摘のとおりで、やっぱりイオンはしっかりと続けていっていただかなければならない。そのために、地域としてもイオンに向かって、いろんな支援できるところはしていくと。こういう市の状況ですから、金銭的な支援なんていうことは考えられませんし、相手は非常に大きい相手ですから、その金銭的な支援を望むなどということは、この企業の場合はほとんどありませんので、そういう点では地域でどういうふうに支えていくかということが非常に大事だと思っております。実は、この議論も市側からのアプローチが大事なのではないかという丸山議員の御指摘のとおりで、私どももそういう議論を昨日もしまして、ぜひこういうふうに変えていけば実現ができるのではないかと、ああいうふうに変えていけば実現ができるのではないかとというような部分も、ぜひ所管も一生懸命検討してくれというふうに、私のほうからも指示をさせていただきましたので、ぜひその辺含めて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） 以上で、丸山議員の質問を終わります。

次に、9番谷津議員、登壇質問願います。

（9番谷津邦夫氏 登壇）

9番（谷津邦夫氏） 第2回定例会に当たりまして、通告順に従い御質問を申し上げます。

初めに、市長の政治姿勢について、特に市営住宅のペット問題について御質問申し上げます。私は一刻も早く円満解決を願う観点から御質問を申し上げます。

市は、以前から苦情の多いペット問題に対しては、個別に対応し指導を続けてきましたが、その後の対策で、平成16年に全入居者1,773戸を対象にペット飼育実態調査及び意識調査を実施いたしました。翌年3月には、市内8カ所で住民説明会を開き、本年3月31日まで3年間の特例措置期間を設け、市営住宅でのペット飼育禁止の徹底を図ることを市長は表明してきました。この政策は、全国的にも大きな反響を呼び起こし、マスコミ報道はもとより市がどのように対応するのか、全国的にも注目される事例と専門家が語るほどであります。市職員の皆さんも賛否両論ある多くの声によって、市内外の対応に大変御苦労されたことと思います。

そこでお尋ねいたしますが、市長は市営住宅のペット飼育禁止について、みずから徹底して取り組んだことに対し、どんな自己評価をしているのか、見解をいただきたいと思えます。

また、市議会の民生建設常任委員会所管事項調査が4月23日に開かれました。4月10日現在で、ペット飼育者戸数は57戸と説明を受けましたが、今日まで現況調査をして

いる中で、現在の飼育者戸数と合わせてペットの種類について御答弁をいただきたいと思
います。

二つ目に、「市民のだれもが住んでよかったと思えるまち」について御質問を申し上げ
ます。

一つに、市民生活の地域格差についてであります。

市民は、どこの地域で暮らしていても、生涯を通じて心身とも健康で心豊かに安心して
安全な生活を送ることは、いつの時代にあっても共通の願いであります。当市は、みずか
らのまちはみずからがつくろうと自立の道を選択しましたが、自立のためには多くの課題
が山積しております。平成16年に作成した振興開発構想を中心に協働のまちづくりに取
り組んでいますが、高齢化が急速に進み、高齢人口比率は41%に達し、市内各地域の高
齢者の方々から切実な話を聞かされることが多くあります。特に共通して言えることは、
第一に生活の足であります交通手段の確保、第二には病気による通院や将来の医療不安、
第三に食料品など買い物の不便さ、そして除雪問題と続きます。まさに高齢者の皆さんが
これから暮らすためには、地域格差を少しでも解消していかなければ住みよいまちとは言
えなくなります。暮らしやすい生活環境を協働で創出していかなければ、人口減は免れな
い事実であります。市政執行方針の市政に臨む基本姿勢の中で、市長は高齢者の福祉対策
など社会的弱者へ支援の充実に努めなければならないと表明しておりますが、地域格差が
出てきた現状について、どのような考え方に立って、その方策を進めていくのか、見解を
いただきたいと思います。

以上で、登壇での質問を終わらせていただきます。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 私のほうから、公営住宅のペット関係について回答させてい
ただきます。

ペット飼育につきましては、入居時点で禁止されているということをご説明して
きておりました。ただし、無断で飼う方によりまして、隣近所に迷惑をかけたりますと
か、また住宅内の壁や柱、これに傷をつけたりますとか、あと床や畳にふん尿による汚れ
やにおい、また完全に切り切れない動物の毛などが実態としてありました。このような状
況の中では、次に入居される方に、におい、アレルギーなどの被害が危惧されるほか、市
の財産を大切に守っていくという観点からもペット飼育の規制については、正しい判断と
いうふうに考えております。

あと、次にありました現在の残っている状況はどうなのかということでございますけれ
ども、これ6月12日現在の数字でございます。6月12日現在で48件の方がまだ飼育
されているというふうな状況でございます。

以上です。

（「内容」の声あり）

建設部長（中沢敏男氏） 犬が31匹、猫が36匹、合計67匹でございます。

以上です。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） それでは、私のほうから地域格差ということで、交通、それから医療の部分でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、御承知のように、交通の部分ですけれども、本市におきましては、主要路線であります岩見沢三笠線につきましては、中央バスによって市民の足が確保されております。また、幌内線、岩桂線については、この従来の路線を市営バスにより確保しているという現状でございます。ただ、バス料金につきましては、車両購入費や燃料費、人件費、あるいは走行距離、乗車人員などを勘案しながら設定されているものでありまして、これ自体が地域格差というふうには考えていないところであります。ただ、以前、人口が多数いたところには、各地域に商店や医療機関もあって、その地域で十分に用事が足せていたものが、人口減とともにそれらが地域から姿を消して、結果として今のような状況になったと。これが、いわゆる結果として地域格差というものを生み出しているのかなというふうには考えております。しかしながら、高齢者率が先ほども質問にありましたように、40%を超えている現状と、地域に商店や医療機関がない実態があることは事実でありまして、市民が安全に安心して暮らせるまちを構築するために、市民の足の確保は重要な課題であると認識しております。将来の交通機関のあり方等については、これはやはり市内部で一担当課だけではなくて、庁内における広い範囲での組織をつくり、研究をしていきたいというふうには考えております。

それから、医療の関係なのですが、市内の医療機関につきましては、昭和36年に一番多いときで21軒ありました。病床数も621床あったものが、民間の医療機関の医師の高齢化等によりまして閉院が相次いで、現在では4軒、病床数も329床減りまして、292床となっている現状です。また、今のところ情報で、今月21日付で唐松の曾医院さんが閉院するというようなこともございまして、曾医院さんが閉院されますと、残る医療機関は3軒ということになってしまいます。また、歯科診療所についても同様に9軒だったものが、現在では5軒となっております。人口とともに医療機関数も減少してきておりますので、対人口10万人当たりの病床数は1,055床から2,594床と逆に増加しておりますが、弥生、唐松、幌内地区には医療機関がなくなる状況にあります。今後、医療機関が減少していく中、地域住民にできるだけ負担のかからないような施策について、医師会、それから市内の医療の中核施設である市立病院など関係機関との調整を図りながら、この後の医療のあり方について研究をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 松本企画経済部長。

企画経済部長（松本哲宜氏） 今の話の次の買い物関係について私のほうからちょっとお話しさせていただきます。

当然、御存じのとおり、先ほど言ったとおり、昔は相当の人口を抱えた中で、各地域が

それぞれ発展をし、それに伴っての商売活動も展開されてきたと。ところが、ここに来て、そういう人たちがだんだん人口減とともにその商売をやめということからいって、今現在、幌内においてもそういう買い物関係の生鮮食料ですね、主に、そういったものについては、もうない。今回、弥生についても、弥生生協さんがああいう形になって、結果的に地元でのそういう買い物が不自由を来しているという実態は、実はあります。

そこで、当然、買い物ということになると、日常、当然皆さんは必要な分野です。そういった面では、実は平成17年からは、商工会を中心に「ご用聞き」制度ということを実はやっております。当然、地域でそういう買い物をするところがないということですから、それを電話なり、ファクスなりで注文して、それで買い物をするというこのご用聞き制度を17年から進めてまいっております。そういった面では、ただこれがすべて万全なのかということがあるかと思えます。ただ、今現実的に行っているこの買い物制度、これについては、今、市内で33軒の加盟店舗を抱えていまして、ここを利用していただいて、今言ったように、足の悪い方、それからなかなか買い物に行けない方だとか、こういうものを利用していただいて対応していただいていると、こういうのが実態でございますし、このほかにかわるものとして、本来であれば、地域にそういう店等が出てきてくれることが望ましいのしょうけれども、なかなかそういう働きかけても、やっぱり地域のいろんな事情もありますし、当然、商店主というか、方々のいろんな考え方もあります。したがって、こういう地域格差というか、だんだん高齢化に伴って発生していくこういう問題に対して、買い物については、先ほど言ったとおり、ご用聞き制度が今現実的にあります。このほかにも、ほかにあるのかどうかも含めて、そこは地域の皆さんにどういうことができるかどうか、そういった面についてはあらゆる面で考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋 守氏） 谷津議員

9番（谷津邦夫氏） それでは、ペット問題の関係で、再度御質問いたします。

趣旨はわかりつつも、賛否両論あったということで、非常に議会でも悩ましいこれ問題だというふうに思っています。

それで、ちょっとお聞きしますが、6月12日現在で、48軒、犬31匹、猫36匹、まだ飼育していると、そういうことです。それで、通常、一般的に犬を飼う場合は、当然市のほうに登録しなければならない義務がありますよね。それで、登録することによって、いわゆる飼育者はその犬というものを表示していますよね、どこの家でも。それ、公営住宅に張るということは当然あり得ないことなのだけれども。その辺、今現在、その犬、猫は該当しませんが、犬の飼っている方で、そういう表示をしているといいですか、当然、これは市で住所でわかるわけですけども、その辺何軒ありますか。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 犬が31匹飼われているということで、このうち、私どもが

訪問等のときに確認させていただいた数字でいきますと、畜犬登録していない方が13軒いたということでございます。それ以外については、登録されているということでございます。

議長（高橋 守氏） 住所登録するわけでしょう、犬の。住所を見て、それが公住か公住じゃないか、わかるのか、わからないのかという登録しているね、犬の登録している。その部分はわかるのではないかと、答弁してください。

建設部長（中沢敏男氏） ちょっと時間いただきたいと思います。

（「時間かかるなら、いいです。」の声あり）

議長（高橋 守氏） 今の答弁、ちょっと保留をします。

谷津議員、もし質問があるのであれば、続けてしてください。

9番（谷津邦夫氏） それでは、そのペット問題はちょっと後回しにしまして、2のほうを先にやります。

地域格差という言葉が、あえてこういう表現しましたけれども、今までそうでないものが、結果的にそういう結果を今生み出していると、そういう答弁でありますから、そうだなという気はいたします。

そこで、すべてが住民の生活の足がやっぱりいろんな意味で影響していると思っています。今、部長の話では、検討していくというふうに言っていますけれども、検討といっても早急にしてほしいというふうに思っているわけなのですけれども、三笠市で、地域公共交通会議というのがありますね。そこで、やはりこの三笠市営バスの運送だとか、乗合旅客運送の運行対応だとか、いろんな意味で料金も含めて、目的達成のために必要な事項も含めて、これこの会議で議論していくと思っていますけれども、ぜひこれ今、きのう、きょうの問題でなくて、特に冬も抱えている中で、非常に困っているという現実がございます。それは先ほど申し上げましたように、医療もそうですし、買い物もそうです。各地域の人口動態、先ほど丸山議員も申し上げましたけれども、600人、700人いる地域にあって、生鮮食料品が買えないと。電話でご用聞きもありますよと申しておりますけれども、なかなか自分で魚だとか、いろんなものを自分の目で選択できないと、そういう悩み持っています。それは、高齢者の方々の共通した課題であります。それと、通院あるいは通学もそうです。やはり地域によって出費が絡むものもかなりあります。たまたま買い物に行ったときには、ハイヤーで共同で利用したり、あるいは地域の車を持っている方が何軒かの方々を乗せて買い物に行くと、そういう場合がありますけれども、その方が病気だとか、あるいは不在のときには大変皆さんが苦労していると。バスで行くときはいいけれども、帰りは荷物あるので、農協の横に荷物だけ運んでくれる方がおりますけれども、やはり人間乗せてくれないので、帰りはハイヤーで帰ってくると、非常にそういう意味では経済負担になっているという悩みもあるようです。

そんな中で、もう一つ悩んでいるのが、やっぱり医療の関係です。将来的に自分が子供たちもそばにいないと。今、ひとり暮らしで、将来的にはどんなことになってくるのであ

ろうと。そういう意味では、ぜひこの前、私も提案申し上げましたけれども、特区による市立病院の中に、そういう民間の委託の中に、一定の冬期間だけでも安心して生活ができるような、そういう民間の運営できるような施設がつかれないだろうか、そんなこともぜひ御検討してほしいと、そういうふうに申し上げておりました。先ほど、郵便局の例もありましたけれども、やはり行政的なサービスをどこまでしていかなければならないのか。特に、振興開発構想の中で、市長が申し上げているとおり、社会的弱者への目をもっともって目を向けていかなければならないというふうに、私は思っております。そんな中で、ぜひ行政の温かいそういう気持ちというものを、ぜひ何らかの形で出すべきではないかというふうに思っています。先ほど、部長との答弁でも、検討する、調整するという言葉で終わっていますので、これ少しでも早い中での御検討をいただきたいというふうに思っています。

それと、お年寄りの住んでいる地域や場所、偏っている部分もありますけれども、どうしても先ほどの丸山議員の話ではないけれども、75歳以上の方がもう既に2,395名おられます。65歳以上の方で4,610と。そういう中で、ひとり暮らしの方が1,591名なのですね。そういうことで、非常にお互いに除雪でも何でも手伝っているうちはいいけれども、自分のことで精いっぱいだと、もう隣近所を面倒見ていることができなくなったと、あるいは機械が使えなくなってきたと、そんなことも出されております。そんな観点から、ぜひ早急な取り組みをお願いしたいというふうに思っております。それが、第1点のことでありますので、この交通問題含めたこの会議の中で、このこと検討早急にしてほしいと思っておりますが、その辺の見解をいただきたいと思っております。

議長（高橋 守氏） 前段の質問の答弁できますか。

西城副市長。

副市長（西城賢策氏） まず、谷津議員が言われることはもっともだと思っております。すべりももっともだと思っております。ただ、この格差という、地域格差という考え方をどうとらえるのかと。それで、いわゆる一般的に言う格差社会というのはどういうものかというようなことで、きのうもちょっと興味を持ってあるものを読みましたけれども、これに表示されている範囲で言えば、格差社会とは、階層間格差が大きく、階層間の遷移、動きの変化ですね、が不能もしくは困難である状況が存在する社会と、こういうふうに規定しているようです。つまり動きようがない社会だということだと思っております。努力しても変化しようのない社会という構造になってしまっている状況を、格差社会というのだというような。もう一つは、ある基準を持って社会を階層化した際の国民の間の格差が顕在化した社会のことと、同じような言い方だと思っておりますけれども、変化し得ない、なかなか努力しても変化し得ない状況ということだろうと思っております。そういう意味で、この地域格差というのを、どういうふうにとらえたらいいのかというふうに思っています。

先ほど松本部長のほうから答弁させていただいたように、昔はよかったと、昔はあるべきものがすべてあったと。今はそれが集約化され、あるいは廃止化されてなくなってし

まったということが、地域で顕在化してきていることは言えるのですが、それがここで言う格差社会というところまでとらえるべきなのかどうか。先ほどもちょっと出ましたけれども、限界集落ということが最近はとらえられがちでして、もっと進んでいくと限界自治体という考え方があるようだけれども、それらからいう状況の中で、現在の交通体系等の中で、我々としてはそこまで厳しい状態に今あるというふうにはちょっととらえにくいと。もしも、例えばバス料金のことだけで言えば、もともとどこかに行こうという場合には、近いところは安いし、遠いところは高いということからすれば、それは今も昔も変わらないということは言えるのだらうと思います。ただ、それが地域を崩壊するまでに至って、医療機関もない、それから買い物するところもできないという状況が顕在化してきて、やっぱり社会問題化しているということは確かだと思いますので、そういう意味では格差問題というとらえ方ではないというのは、先ほど澤上のほうからも申し上げたつもりでございますけれども、そういう意味では生活問題としては、当然これはあるので研究していかなければならないというふうに思います。

そういう意味では、ひとつこれを解決してくというふうになりますと、根本的な解決はやっぱり集約化しかないのだらうと。ですから、この字三笠地域に集約化するというふうな動きにならざるを得ないと。ところが、私どもとしては、基本的に今のところそういう考え方はありませんで、地区内集約というのを、公営住宅のマスタープランでも出させていただいておりますけれども、やっぱり幾春別は幾春別、弥生は弥生、唐松は唐松でしっかり維持していくということ、これしっかり続けていきたいというのは、今のところの考え方でございます。これが本当にもう地域としての生活とてもできないぞという状況になって、いわゆる一般的に言う、その限界集落的なものになってくれば、これはもういよいよ考えなければなりません、限界集落の定義に近づいているということは確かです。地域で高齢者が50%を超えて、地域の諸行事等がもう成り立たないというような状況を限界集落というそうですけれども、そういう点で言えば、かなりそういう地域については、それに近づきつつあるということは言えますが、私どもは今のところとしては、何とか地区内集約という中で、物を残していけないか、地域から御相談いただいた中では、しっかりそれに対応していくという点では、弥生地域につきましても、例えば弥生の生協がなくなりました時点で、弥生の連合町内会と相談をさせていただきながら、その対策のあり方について、現在も取り組んできているというのが、私どもの企画経済部のほうの取り組みでございます。これからも可能な部分についてしっかり取り組んでいきたいと。これが、限界来たらどうするのだということになるとは思いますけれども、これはやはりそこまでいかないためにしっかり努力をしていくということになるのだらうというふうに思います。

それから、医療の問題については、なかなかやっぱりこれからは、他市町村の状況を見ましても、中核病院をやっぱりとりでにして、その地域の医療を守っていくという以外に、なかなか道はないと思っております、そういう点では、三笠の場合は幸いなこと

に、この字三笠には市立病院がありますし、幾春別には今2院残っているということであり、そういう点では大変ありがたいことだと思っております。私どもとして、現状、市立病院の維持ということも大変な状況ですから、これは何が何でも最後の最後まで死守していきたいというふうに考えてございますけれども、それにつけても、現状は市立病院の維持を最優先に物を考えながら、地域のこと目配りをして、どう対処していったらいいかということだと思っております。医療の偏在化といいますか、ここところは非常に従来から大きな問題ではございますけれども、私どもの進むべき道は、現在、道も作成しようとしております全体の公立病院の経営改善ということも含めて考えていけば、今のような考え方になると。つまり地域の中核病院を何とか維持していくということで、地域医療を守っていくということが基本ではないかなというふうに考えてございまして、そんな意味では、確かに市立病院まで来るのにバス賃がかかるとか、いろんなことがあります。これからはもう少しすれば、岩見沢に行かなければならない、札幌に行かなければならないという病気が多くなっていくのかもしれないと思っております。これは、地域として、この三笠に住んでいる以上は、この条件というのはいくらでも得ないだろうと。そこを可能な範囲で行政がどんなフォローができるのか、そのところは、今後しっかり考えていかなければならない課題だというふうに考えてございます。

議長（高橋 守氏） 谷津議員。

9番（谷津邦夫氏） 今、副市長から一つの方策として、地域内に今集約をしていなければならないだろうと、そういう表明がございました。今、実態としてやっぱりみんな心配しているのは、年金の問題やら後期高齢者の医療問題だとか、今非常に世相を騒がしています。このことはやっぱり全部自分たちに身に降りかかっているわけなのです。黙っていたって、年金から強制的に引かされていくわけですから。そこで、限界自治体というのは、65歳以上の方が50%を超えれば、そういうふうに、実際には限界集落か、そういうひとつ定義づけをしております。そういうふうにならないように願っているわけですが、そういうふうに地域内で集約するということは、やっぱり率先して集約できるのは公営住宅なのです。ということになると、各地域に公営住宅ありますね。その建てかえをしながら、少しでも経済コストを考えながら、やっぱり集約をしていくというのが、最大の今集約化になるかというふうに思っています。そうすることによって、心配していた商店の方々もそういう方向が見えれば、そこに行ってひとつ頑張るか、そういうものも出てくると思います。そういうまちづくりの方向性がないだけに、600人もいられるけれども店1軒もない、700人もいられるけれども、なかなか思うような選択できる店もないという、そういう現実があります。そうであれば、そういうふうなまちづくりの方向性を出していただけるのであれば、もっともっともう少し目の向け方も変わってくるというふうに思っています。私も一時提案しておいたのですが、ぜひ店のないそういう地域に行政はあいているところを少しでもきれいにするために、若干投資してでもいいから、そういうふうな生鮮食品を扱う店を誘致できないだろうかと、そんなことも私は一時思いま

した。あるいは、医療の問題で言えば、今、中核病院を中心として、当然将来的には頼らなければならないと思いますけれども、今、病院の中で改革プランをつくっておりますけれども、できるだけ、財政上の問題も含めて、頭の痛い悩みですけれども、ぜひそういうふうな民間誘致の中で、病院を改めて医者との協力のもとで、そういうふうな福祉施設的なものを考えることができないだろうか、そんなことも私は思っているわけでありまして。ぜひ、そういうふうな地域内集約としての進め方について、もう少し具体的なものをまだ出ていませんけれども、いつごろまでそんなことを考えていくのか、聞かせてほしいと思っています。

それと、振興開発構想に伴って、市民ワークショップのまとめというやつがありますよね。これが非常に大胆な提言なり、まちづくりに対する、私から見ると、よくそこまで言い切ったなという部分もありますけれども、このことも非常に参考にしながら、構想をつくったというふうに思っていますけれども、このことを私も改めて目からうろこの出るようなものもありますけれども、ぜひ参考にしながら進めてほしいなというふうに思っています。

ペットのやつも含めて、ちょっとまた答弁してください。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） ペットの畜犬登録の関係ですが、現在登録している方が18匹あります。これにつきまして、環境衛生係の登録されている台帳のほうから確認した数字ということでございます。残り13匹が登録していないというふうな実態でございます。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 私申し上げた地区内集約という考え方ですが、これは公営住宅マスタープランができたときに、既にお示しをしている考え方でございます。私が今新しく申し上げたということではありません。それで、地区内集約については、やはり議員御指摘のとおり、公営住宅を中心に物を考えていかなければならないのだろうと。ただ、公営住宅の改築までを地域でやっていくべきかどうかというのは、今、三笠だけでもこういう状態で、大体、字三笠で言えば、今、1棟を建設するのに約5億円から5億5,000万円要しますから、そういう意味では、今のところ、三笠の力では、三笠地域の整備で精いっぱいだろうというふうに思います。地区内集約の考え方というのは、あくまでも既存のものを生かして、その中で何ができると、生活しやすい環境づくりができないかということでございますので、そういう意味では、私どもそれなりに努力してきているつもりです。ただ、例えば買い物一つで考えると、弥生で生協さんがなくなって、これはうちの経済部もともかく動かしまして、管財人にもアタックをさせたり、あるいは商工会にもお願いをして、出店できる場所がないかをお願いをしたり、それからイオンにまで申し上げて、何とか一定の曜日だけは弥生でやれないかとか、あるいはそれ以外の企業というか、商店等にも、私どもが直接アタックをして、何とか出ていただけないかというお話

もいろいろさせていただきましたが、非常に難しいです。やはり一定の戸数はあるのだから、商売としては十分成り立ちますよと申し上げても、やはり先を見るといって、これはやむを得ないところだと思いますので、そういう意味では、例えば自分に振り返った場合に、自分が今何千万円の投資をして、弥生で商売をやるかというふうに言われれば、私が商人だとしても、簡単には答えの出ない問題だなというふうに思いますし、非常に難しい問題だと思います。そういう意味で言えば、今できる範囲の可能性、そういう点ではご用聞きのことでもそうだと思いますし、それ以外にも何かあるのかということで、幾つかのことは、ちょっとアタックさせたのですが、なかなか実現に至るものはありません。そういう意味では、何とか小さな商店でも、毎日ではなくても、1週間に1度でも2度でもいいから、弥生の地域で生鮮を扱ってくれるところがないかというのは、今も関係者努力している最中です。非常に難しさがあるのだらうと思います。一時期は、弥生の前の交番のあたりに、コンビニで、生鮮も扱えるコンビニが来たいという話もありまして、私どもも一生懸命それに取り組んだのですが、残念ながらいらしていただけないという最終結論になりまして、あきらめざるを得なかったという経緯がございます。私どもとしては、地域住民のことですし、何が何でも最後まで努力をしていくということはあると思いますので、今後とも続けてまいりたいと思いますし、少しでも地域等に、またいいアイデア等がありましたら、私どもにいただきながら、地域と連携を密にして取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

議長（高橋 守氏） 谷津議員。

9番（谷津邦夫氏） ペット問題の関係なのですけれども、18匹登録していると、だから13匹は登録されていないと、そういう認識に立ちます。それで、三笠市畜犬取締及び野犬掃とう条例の中では、これ3条の3項に畜犬の飼育者は、畜犬の飼育の場所に表示をしなければならぬと、そういう項目ありますよね。当然、公営住宅であっても、したら表示しなければならぬわけですよ、指導としては。あつてはならない、飼っている自体がおかしいのだけれども、そんなことからいけば、やはり実態として飼わせてほしいという嘆願書も出ていましたよね。特に老犬だとか、もう病気になって引き取り手がないと、ぜひ飼わせてほしいと、そういう悩みも十分わかります。ところが、もう一方のほうは、もう既にそのために引っ越したよと、あるいはそういう処分をしたよと、議会はどうしているのですかと、逆に議会のほうも責められている部分もあります。そういう中で、実態として、この畜犬登録もしていない方がまだ飼っているというところに、ひとつもっと大きな問題があると思っています。登録していないということは、当然、狂犬病の予防もしていないと、そういうふうには受け取るのはどうなのでしょう。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 私どもきのう打ち合わせをしました際には、その部分、私どもこれは確認しましたが、そのとおりでございます。13頭については、狂犬病予防の注射もしていないということでございます。

議長（高橋 守氏） 谷津議員。

9番（谷津邦夫氏） これ以上のこと申し上げませんので、ぜひ円満なる解決の方向にぜひ導いていただいて、少しでもこの三笠のまちが本当に皆さんが住んでいてよかったと言われるようなまちに、そこに結びつくような形をしてほしいと思っています。そこで、ぜひ市長の見解もいただきたいと思っています。

議長（高橋 守氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） それでは、総括的に私のほうから、私の考え方を含めて申し上げたいと思っております。

今、いろいろ御意見が提示されました。大変な、その部分で考えれば極めて妥当であり、またそうありたいものだ、私自身も実はそう思っている次第でございます。しかし、何といても、今、日本の国は特にそうでありますけれども、両極端の社会に今なっているというのが実態であります。一方では、高齢化率が5%あるいは10%という枠の中に入っている部分もあれば、私どものまちのように、40%を超えるというまちもあるわけであります。そしてまた、そのまち自身の経済力なり等の格差というか、格差という言葉が妥当かどうかわかりませんが、そういうものが顕著になっていると。それからまた、土地を9割引にしてもなかなか企業が入ってこないというような部分があれば、例えば過日、新聞に出ておりましたけれども、福岡県のように企業を誘致、企業は入りたい入りたいと言っているのだけれども、土地がないと。仕方ないから、いわゆる海を埋め立てして土地をつくるかというような地域もあれば、三笠のようにただで今宣伝していてもなかなか手が上がってこないという現実もあるわけです。そのことは、逆に考えますと、実は日本の将来、確実に高齢化が進んでいくわけですから、三笠市の現状、特に旧空知の産炭地の状況を見ますと、日本の20年後、30年後の姿を今如実にあらわしている状況が三笠の現状ではないかというふうに思っておりますから、そういう意味では、私たちとしても、むしろそういう地域こそ日本の将来にわたって、どうあるべきかと考えていく上での大きな試練の場であるというふうに考えるとすれば、政治を行う者、特に国レベルの人たちは、そうした状況をしっかりと把握して取り組んでいかなければならないだろうというふうに思っておりますから、私どもとしても、これは決して三笠だけのものではなくて、20年後の日本の姿なのだよということを、国の関係者に向かって私ども常に言ってきている状態です。

しかし、現実にはなかなか厳しいわけでありまして、先立つものがなければ、それぞれの要望を満足にさせることができないというのが現実でありますから、そういった中で、最大限、私たちは高齢者サービスとして、何ができるのかということ、私たちはもちろん考えなければならぬし、市民自体もあるいはそういう地域に住んでいる方々も含めて考えていかなければならないだろうというふうに思っております。そういう意味では、まだまだ三笠の部分については、率直に申し上げて、その協働のまちづくりということが、実態としてなかなかつくり上げられていないということも、私は率直に認めざるを得

ないし、それに対する行政としての取り組みのあり方も、今後反省していかなければなら
ないだろうというふうに考えているところでございます。

したがいまして、例えばインフラの問題一つ考えてみても、住宅はだんだん少なくなっ
てきますと、水の動きが悪くなると。水道一つとってみても、水の動きが悪くなれば、早
く水道管は腐食するわけです。そうしますと、漏水すると。100円買ってきたものを、
市民の皆さんで100円に売るということができない。100円で買ってきたものが、実
際は途中で水が漏れて、60円か70円しか回収できないと、こういう実態がますますこ
れからも進んでいこうというふうに思っておりますから、そういう意味からすると、
今、当座は地域内集約ということ、あるいは地域内でのそうしたものを取り組んでいかな
ければならないけれども、しかし将来的には三笠市が生き延びていくのだとすれば、やは
り一カ所に集約していくというスタイルをつくっていなければならないだろうというふう
に思っております。これが10年後の先なのか、20年の先になるのか、わかりませんけ
れども、そういう視点で物事を考えていかなければならないだろうというふうに思ってお
ります。

それから、ペット問題についてです。

確かに、今、御指摘がありましたように、登録していないというのは、もう勝手に犬を
飼っているのですから、これは別にしても、公営住宅に入っている人たちがその犬の登録
をしているということ、登録証を渡したのはだれのだということをおそらく谷津議員は言っ
ているのだと思います。私は、それは市だと思います。登録証渡したのは市ですから。で
すから、それは率直に言って、私たちの先輩がまあいいだろうという、あるいは市民もそ
ういうものを大目に見てきたという、そういう現実があるから、私たちはそれは是非否定
はしません。現実そうであったと思います。これは率直に認めなければならないけれど
も、しかし一方では、未登録で犬を持っているということは、これは明らかに法律違反で
す。これは罰則規定あります。ですから、これは管轄は北海道でありますから、私どもは
北海道に対して、そういうことをきちっと申し上げていきたいと思っております。

それと、やはり法治国家である以上は、法を守るということが前提であります。これな
くして、社会秩序は維持されないわけですから、これからも今40数件に上りましたけれ
ども、さらに説得を強めながら努力していきたいと、このように思っております。もうし
ばらく時間をかしていただきたいと、このように思っております。ただ、どうしてもしな
い場合はどうするのだという最終的な部分については、我々としても法を守るという精神
をしっかりと堅持してまいりたいと、このように考えておりますので、ぜひそういった点
で御理解いただきたいと、このように思っているところでございます。

いずれにしても、高齢化率が高まってきている。それから、いろいろな地域での課題
が、かつて10年前にこういった地域の課題ということが、この議会の場で議論されたか
どうかということ、私どももよくこれから先輩の議員の皆さん方にも聞いてみたいと
思っておりますけれども、いずれにしても、そうした地域の問題が、今、市政全体の中で

大きな位置を占めてきたのだと。そして、それを除いて、これから三笠のまちの前進はあり得ないのだといことを、改めて私自身も行政のかじ取りの一人として、しっかりと認識して、これからのまちづくりに努めてまいりたい、改めて決意したところでございます。

以上です。

議長（高橋 守氏） 谷津議員。

9番（谷津邦夫氏） 市長から集約的な御意見いただきましたので、ぜひこれからも市民感情というものはいつまでも残っている方々もおられますので、少し時間をかけてでもいいから円満な解決をお願いしたいと思っています。ただ、この施策によって、20戸の方が市外に転出したということは非常に残念だというふうに私は思っております。

以上で終わります。

議長（高橋 守氏） 若干早いわけですが、次の会議の予定が入っておりますので、昼食休憩に入りたいと思います。1時から再開させていただきます。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 0時59分

議長（高橋 守氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

3番佐藤議員、登壇質問願います。

（3番佐藤孝治氏 登壇）

3番（佐藤孝治氏） 平成20年第2回定例会におきまして、通告に基づきまして質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いたします。

最初に、雇用促進住宅廃止に伴う入居者の対応についてお伺いいたします。

御存じのように、雇用促進住宅は平成33年度までに譲渡、廃止が決定されましたが、平成19年12月独立行政法人整理合理化計画においては、平成23年度までに、全住宅数の2分の1程度を前倒して廃止決定されました。三笠市にある雇用促進住宅も新規入居者を停止し、契約期間更新の中止の措置が講じられ、廃止計画が進められております。入居者の人たちは、退去しなければいけない状況に置かれております。これらの人たちに対して、優先的に公営住宅に入れるように受け入れ対策をとるか、また市営住宅、道営住宅での運営ができるような対策はとれないのか、行政の見解をお伺いいたします。

次に、「どさんこ・子育て特典制度」についてお聞きいたします。

北海道では、平成16年に北海道子どもの未来づくり条例を制定し、少子化対策を総合的に推進しており、その一環としてこの制度を導入され、この6月からスタートいたしました。これは小学生までの子育て世帯に認証カードを発行して、地元商店やレジャー施設などで割引や粗品のサービスなどの特典が受けられるものであります。子育て世帯の負担軽減と地元の消費拡大にもつながるとされ、道子ども未来推進局によると、本年度中に22市町村がこの制度に参加予定とありますが、本市におかれましては、この制度に対する考え方と取り組み方をお聞きいたします。

次に、リサイクル資源の携帯電話のリサイクル推進についてお伺いいたします。

携帯電話のリサイクルの推進する大きな目的は、我が国の産業競争力のかなめとも言われるレアメタル、希少金属が携帯電話に含まれており、資源のない日本はレアメタルの安定確保は重要な課題となっております。使用済みで廃棄されるIT機器、電化製品の中に眠るレアメタルや貴金属を鉱山に見立てて、都市鉱山として注目を集めております。中でも、国内で1億台以上も普及している携帯電話には、金、銀などの貴金属とともに、リチウム、インジウムなどのレアメタルが含まれているため、適切な処理と回収に大きな期待が寄せられておりますが、リサイクルするためには、何といたっても使用済み携帯電話の回収が必要不可欠であります。自治体の協力として、ごみ分別案内に携帯電話を捨ててはいけないものと記載する、また広報などで、廃棄する場合は購入したショップで処理することを促すなど市民の人たちに周知して、環境への貢献につなげるべきではないでしょうか、理事者の見解をお伺いいたします。

最後に、動物との共生環境の推進についてお聞きいたします。

特に、野良猫についてであります。この避妊、去勢手術の助成については、私も15年度に一度質問させていただきましたが、このたびのペット問題の影響なのか、ただ単に気候が暖かくなり、飼い猫が外に出る機会がふえただけなのか、猫による被害の相談がまたふえました。犬と違い、猫の場合は飼い猫か野良猫かの判断はとても難しいです。この問題は、ペットは室内飼育に限るという法律でもつくりにくい限りなくならないと私は感じております。しかし、少しでも共生できる環境をつくる一つ的手段として、野良猫をふやさないように、避妊、去勢手術ができやすいように助成制度をいま一度検討すべきころではないでしょうか、理事者の見解をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（高橋 守氏） 中沢建設部長。

建設部長（中沢敏男氏） 私のほうから、雇用促進住宅の関係について回答させていただきます。

一つ目に、市営住宅のほうに優先的に入居させられないかという件でございますけれども、私ども公営住宅を管理する立場としては、雇用促進住宅の現入居者の方の受け入れ先として、市営住宅にぜひ入っていただきたいというふうには思っております。なお、雇用促進住宅の廃止の時期にもよりますけれども、現況としましては、美園地区の空戸が道営住宅が2戸、また美園団地で14戸、現在空戸ということになっております。しかし、この美園団地につきましては、榊町団地建てかえのための代替住宅というふうな位置づけをしております、取り壊し予定の移転先ということで確保していることから、今現在につきましては、一般の入居を制限しているという状況でございます。また、これ以外の空戸につきましては、幌内の住吉町団地で43戸、唐松の常盤団地が104戸、唐松の緑町団地が22戸というふうになっております。このことから、現在の雇用促進住宅の入居者約70軒ほどと聞いておりますけれども、この受け皿としては十分に確保されているという

ことですので、入居を希望されるようにPRをしていきたいというふうに考えておりません。

もう一点、道営住宅として継続していくことができないかという話でございますけれども、これにつきまして、北海道のほうにちょっと確認をいたしました。そうしたところ、同機構のほうから、北海道で買い取り等できないかというふうな話が5月に言っておりました、これを受けて、各市町村の意向を現在確認中ということで聞いておりました、道としましても、これからどうするか、今後の課題というふうに聞いているところでございます。

以上です。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） それではまず2点目の少子化対策、「どさんこ・子育て特典制度」についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、この制度につきましては、北海道が社会全体で子育てを支援していく仕組みづくりの一環としてつくったものでございまして、今年の1月に制度を道が構築いたしましたして、この6月から準備ができた市町村から順次動き出すというものでございます。内容は、協賛していただく店舗、施設等が小学生までの子供がいる世帯に対して、商品の割引などの特典サービスを提供することで、子育て家庭を支援するものでありまして、市町村単位での実施を基本とするもの、それから隣接する市町村間において実施条件の整備が整う場合には、広域的に実施するもの、それから全道的に利用できる施設等を対象とするものという段階になっております。三笠市としましては、やはりこれ子育て家庭を支援するということが大切なことでございますので、この制度の導入に向けて、今後、これ先ほど申し上げました協賛していただくお店とかの御理解をいただかなければなりませんので、ただこれは北海道からの財政的な補助というのは一切ございませんので、あくまでも協賛していただく商店等に負担がかかっていくというようなこともございますので、この内容を十分理解していただくように、お話を持っていかなければならないのかなとも思っております。今後、まず市役所内部で早急に協議をいたしまして、その後、商工会さん等とも御相談をさせていただきながら、大体11月ごろまでには、制度をどうしていくかということで方向性を出したいなというふうに考えております。

それから続きまして、リサイクル資源についてということで、携帯電話のリサイクルの推進についてなのですが、お話のありましたように、このレアメタルというのは非常に貴重だということで、今、回収が進められているようです。現在、買いかえ等で不用となった携帯電話は、その販売店で引き取ってもらうか、またはデータが消し切れないものから、お持ち帰りいただくというような何かそんな感じになっているようでして、扱いはさまざまになっております。ただ、携帯電話の電子部品には先ほど重複しますけれども、レアメタルと議員もおっしゃってありました鉄以外の希少金属ということで、主には金、銀、プラチナというような大変貴重な金属が多く含まれているということがございませ

て、新たに鉱山から発掘して採取するよりは、圧倒的にコストも安いということがありまして、近年では事業者レベルで回収運動が進められているような実態でございます。

日本では、社団法人電気通信事業者協会というところで、携帯電話の回収に協力を呼びかけるマーク、リサイクルの矢印が円をつくって、その中に携帯電話が入っているような絵なのですけれども、そういったマークをつくりまして、それを加盟店に掲示していると。その加盟店では、携帯電話のその販売店、家電製品の販売店になるかと思うのですが、機種、メーカーを問わず回収をしているというような実態にあります。そこで、議員がおっしゃいましたように、リサイクル推進という観点から申し上げますと、これは大変大事なことだと思っておりますので、そういう観点から私どもも広報等では、そういう呼びかけをぜひ行っていきたいなというふうに考えております。

それからもう一点、動物との共生環境推進についてということで、避妊、去勢手術の助成ということなのですが、やはりこれペットの関係、いろいろ問題になっておりますが、動物の飼育については、やはり原則、法律やマナーを守ってきちんと行われるべきであろうというふうに考えております。先ほど猫なんかの場合は、特に部屋の中で飼うというような法律もなければというお話もございましたけれども、北海道の動物の愛護及び管理に関する条例の中には、猫については、猫の健康及び安全を保持するため、室内での飼育に努めなければならないという条文もございまして、やっぱり飼い主の責任において、そういうような努めをしなければならないというふうになるかというふうに考えております。また、この犬猫の繁殖制限につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の第37条で、ちょっと読みますと長くなりますけれども、「犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない」と。いわゆる放し飼いなんかにするときには、特にこういった措置をしなければならないということをやっております、やはりあくまでも飼い主の責任において行われるべきであろうというふうに考えてございまして、今のところ助成の考えはございません。参考までに申し上げますと、過去には道内では、小樽、千歳、浦河町、中川町といったまちで助成という制度も設けていたところもあったようですが、やはりこれはやはり飼い主の行うべき責任であろうという考えから、いずれも廃止に至っているというような実態もございます。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

3番（佐藤孝治氏） ただいま、それぞれの所管から答弁をいただきましたので、もう少し詳しくしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めのその住宅問題、雇用促進に限っては、これはもう機構のほうで廃止というふうにもう決めましたので、とにかく入居している人たちに対して、とにかく私としてはできる限りその人たちの要望がかなうような状況で対応していただきたいなという、やはり美園

に住んでいるわけで、今からぜいたくと言え、ぜいたくになるのかもわからないけれども、やはり美園以外というか、幌内とか唐松とか、そういう奥のほうには正直言って行きたくないという、そういう人たちが多いのです。それと同時に、この問題で何とか対処していかなければ、前者の質問の中でもペット問題に触れて、この問題で市外に退去した人もいるという話ししてましたけれども、この問題は本当にうまく対応できなければ、この問題でまた市外に出て行く人も出てくるのかなという、私としては本当に残念な思いなので、できる限り何とか自分たちの近くの公営住宅に入れるような、要望にかなえられるような対応をとっていただきたいなど。小さな子供さんを抱えている、小さな子供というのもおかしいのですけれども、子供を抱えている人は、やはり三笠市の場合、今、学校の統廃合が進められておりますけれども、子供をやっぱり転校させたくない、今の現状では転校させたくないから、同じこの辺の近くに何とか引っ越しをしたいのだけれども、住宅があいていないというふうで、やっぱり悩んでいるのですよ。中には、今年度中にもう出ていかなければいけない人も何名かいるというふうに聞いております。この通知はもう昨年から来ていますから、普通借家契約というのですか、この平成15年以降に入居した人たちは、もう2年契約で契約していますから、この契約の更新がもうなされないわけですから、本当にもうここから出ていかなければならないのですよ。ですから、そういう人たちのためにも、もうちょっと真剣に対処していただきたいなど。

また、三笠市においても、公営住宅再生マスタープランですか、この中でも市の中心地への集約ということで、コンパクトなまちづくりというものを検討していらっしゃいます。もしこの部分で、本当にまたあちこちに行くようだったら、ここの部分からもまた若干外れてきますし、何とか、先ほど道のほうに各市町村の意向を聞いて、検討するようなことをおっしゃってましたけれども、やはり私も市営住宅というのはもう本当に難しいと思っています。今、榊町のほうで進められている計画を変更して、向こうに建てるのを1棟減らして、こっこの1棟を市でもって購入して、市営住宅として運営するというのも、私なりにそれもちょうとできないのかなとは考えもしましたけれども、あそこは5階建てでエレベーターのない住宅です。そういう部分で考えたら、高齢者の人たちにとっては、やはり大変なのかなと。4階、5階は若い人たちに開放するとしても、そういう部分と、あとは将来的な今問題になっている耐震化という部分でも、この辺を考えれば、やはり市というのはちょっと難しいのかなということで、できれば道営住宅として、4棟あるうちの1棟だけでも確保していただいて、そこに集約するような、そういう形というか、対策というのをぜひとも推進していただきたいと思います。それと同時に、それがやっぱりどうしても無理なら、とにかく市外に人が流れないように、そして少しでも退去する人たちの要望に近いような状況でこたえられるような状況で受け入れ対策というものをとっていただきたいという、私としての要望なのです。

とにかくこういうのは、やっぱり住んでいる人たちに退去者のしおりという部分で、退去するふうに届けとか、こういうのもう来ていますよ。実際にこういうのを見たら、本当

にやっぱり出ていかなければならない、本当にどこかいいところはないだろうかということで、もう本当に不安だと思えますよ、住んでいる人たちは。この部分では、はっきりとうたっているのですよね、平成23年度までに前倒して廃止すると。そして、当住宅については、もう廃止を進めていくことにしておりますということで、中身を読んだら、やっぱりちょっと不安な部分を感じますので、何とか早急というか、積極的に対応していただきたいと思えます。その辺よろしいでしょうか。先ほども何とかやっていただくというような答弁でしたので。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 佐藤議員の言われることは、私どもも同じ気持ちです。要するに行ってほしくないですし、ぜひ三笠に住んでもらいたいし。だから、可能な限りうちのほうとしては、市内に住んでいただく努力をするということについては違いありませんので。ただ、これを市が買い取って維持するかというと、これは非常に難しいです。今、概算でも1億4,000万円ぐらいするだろうというふうに言われていまして、それをうちのほうでその後のシミュレーションをしたとしても、大体年間3,000万円近くの赤字が出るという状況です。御承知のように、5階建てでエレベーターもない、非常に老朽化しているということからすれば、これを買うという手は、はっきり言って市にはちょっと考えられないというふうに思いますので、むしろ公営住宅の空き棟を利用して住んでいただくと。これは全くそのとおりなので、私どもとしてもそういう方向に皆さん御理解いただくようにどんどん進めていきたいと。

そもそもは、これは国の行革ですね。国の行革で国はいい思いをして、市町村にこう押しつけるわけです。とんでもない話だと思えます。だから、市町村がその負担を一生懸命しょっていかなければならないと。あらゆる部分でそういうふうになっていますけれども、国の行革で押しつけられる市町村のこの迷惑というのは、こういうふうにして起きてくるということだと思えますので、ここはそういう背景がありますから、しかし一方では相当古いということもあって、市で取得するというのは非常に無理がありますので、全く佐藤議員と同じ感度で私どもも一生懸命取り組んでいきたいと思えます。

議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

3番（佐藤孝治氏） そういう思いでやっていただければ、私としても非常に助かりますので、何とかとにかくもう住んでいる人は間違いなく三笠市の住民ですので、その辺で進めていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それと、第2点目のこのどさんこ・子育て世帯ということで、これは本当にいいことはいいのです。私もそれなりに、子育て、少子化対策という部分では、いい制度だなというふうには思うのですけれども、とにかく間違いなくこれはもう地元の商店、企業の協力がなければ絶対にできない部分です。今、もういろんな部分、原油高だとか資材が上がったとかなんかでね、もう商店の人たちも企業の方々も本当に大変な思いをしていらっしゃいます。そういう部分で、こういう部分で協力をお願いするというのも、やはり本当に苦し

い、この辺の協力の部分というのは、道がやるのではなく市のほうで対応して、推進していく、もう各商店のほうにこういう趣旨の説明をしたり、この制度に参加していただくような協力体制をとっていくというのは、これはたしか市のほうで、各市町村でやっていくのですよね。北海道自体がやらないという部分です。ですから、そういう部分でも本当に大変、市としては大変な思いをするなどは、僕は感じております。でも、やはりある程度、地元の消費拡大という部分を入れていけば、そこからまたまちの活性化につながるのかなという観点で考えれば、この制度としてもやはり大事な制度なのかなということで、もう既に始めているところもありますし、もう本当に早い段階で、決めた市町村もありますので、その導入に向けて、11月ごろまでに協議をします。導入するかしないか、まだはっきりしないけれども導入に向けての協議ということですので、もう十分協議をしていただいて、市内の商店の人たちに本当にその趣旨説明というか、そういう部分で強力に私としては推進していただきたいなと。

それと同時に、まちの活性化に向けてという部分で、これはちょっと所管が離れますけれども、すぐ近くで、砂川でまちの駅というものが非常に盛んに活発にされております。私としては、今、このまちの駅というのは、自分でも勉強中ですが、このまちの駅とともに並行させながら、この子育て世帯へのどさんこ、この部分も一緒に進めていって、まちの活性化につなげられないかなという部分で、私も研究中ですので、行政のほうとしても、何とかこれ研究していただいて、並行して進めていただきたいなと思います。ちょっと子育て制度とまちの駅という部分でちょっと離れましたけれども、その辺を何とかお願いしたいのですけれども、副市長さんとしては、この辺の思いどうでしょうね。ちょっとまちの駅と、ちょっと離れたものですから。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） このどさんこ・子育て特典制度というのは、過日、新聞に出まして、私も内容を見させていただきました。所管に確認したら、昨年11月ぐらいに何か説明会があったと。余りそのときには、こういう問題をきちっと先を見えていなかったようなのですけれども、しかし内容的に見れば、これからの社会、高齢化社会に向けて、非常に少子化が進行していって、子供の数ふやさない限りは、もう我々の年金や社会保険システムも成り立たないということになりますから、いかに子供をふやす、大事にしていこうかということが、政策の基本にこれからどんどん変わっていくというふうに思っております。そういう点では、北海道もこういう考え方を示して、これ残念なのは、北海道はそういう計画はするのですが、余り資金的な裏づけが全然ないということなのです。ですから、あとは市町村なり民間企業がやってくれよということですから、そういう意味では、ちょっと北海道ももう一步踏み込んでほしいなというふうに思っておりますけれども、それにしましても、こういう動きは大事なところということで、若干ですけれども、私どものほうから動きをして、商工会のほうにも投げかけを行ったようですが、今のところは商工会としてもちょっと思案中ということなのだと思います。

そういう点では、これからこの夏、秋ぐらいいまでは、私どもも考え方しっかりしたいと思っておりますので、取り組みはできるだけ前向きに検討していきたいと思っております。どこまでできるかということについては何とも言えないところなので、ここはまた別途また御説明申し上げる機会を持ちたいというふうに考えております。

なお、今のまちの駅的な発想というのは、私どもも従来からちょっとありまして、そういうものをぜひやっていきたい。これは、私どもで言ったのは、たしか旧商工会の位置あたりに何かそういうもの位置づけられないかとか、という従来の議論の中であったのですが、ええ、ありました。ただ、その際にも、恐らくは大きくは費用の問題等々もあって、一挙には踏み切れないという部分があったのだと思います。私どもも御承知のように、財政事情で言えば、まだ市立病院の問題があったり、あるいは工業団地開発の株の問題があります。恐らくそうであってもここ三、四年では、そういった問題も整理していかなければならない。何とか努力したら整理できていくだろうというふうに思っておりますから、そういうものも横目で見ながら、次の段階でのステップを踏んでいきたいと。急激にまちづくりを急速に動かすということはなかなか難しいと思っておりますけれども、少しずつ確実なものにしていきたいというふうに考えております。

議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

3番（佐藤孝治氏） 今は明確な御答弁をいただいたと思っております。とにかく両方とも、まちの駅にしても、このどさんこ・子育て世帯にしても、もう本当に地元の商工団体の協力がなければ絶対にできない部分なので、難しい部分があるとは思いますが、十分に検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、リサイクルの部分に関しまして、この辺は広報などを通じて、市民の人に周知していただけるということなので、私たちとしても、とにかくこの資源の少ない日本ですので、こういう環境を進めるためにも、自治体としてできることがあれば、進めていくという部分で、この辺はやるという部分で答弁いただきましたので、その辺はよろしく願いいたします。

それと最後に、動物との共生という部分で、本当にこの部分では、もう先ほど道内でやっていたところも廃止してきていると言われましたけれども、やはり地域的なやっぱり違いなのでしょうね、北海道と都会と言う部分で。北海道という自然の多いところでは、やっぱりそういう部分でこういう部分が出てくるか。都会のほうだったら、先日の新聞の報道で、やっぱり飼い主のいない猫を地域で管理する地域猫活動という部分で、これを後押しするために避妊去勢手術を助成する自治体がふえてきていると。逆に向こうのほうではふえてきていると。北海道では廃止という部分ですから、やはり地域的な違いなのかなという部分で、何とかその辺は自分なりに理解するしかないのかなと。そしてまた、都会のほうではもう室内飼育というのが常識とされていると。そういう部分ではやはりまだまだこちらのほうでは、ちょっと若干そういう部分でおくれているところもあるのかなと思っております。ただ、野良猫を増やさないためにも、また手術といっても、この避妊手術といっ

ても結構高いものです。もう1万円以上いたします。ですから、こういう部分で、あるいは少しでもそういう対策を講じられるというか、助成できるものであれば、そういうしやすいような環境をつくるために、一つの手段として、またいま一度考えるころなのかなと思いましたので、今回、いま一度質問させていただきました。市としては、できないという部分で、これもいたし方ないとは感じております。財政問題も考えれば。

そこで、もう一点だけ質問させていただきたいのですけれども、これはことしの1月の部分なのですけれども、「減らせ！捨て犬捨て猫の殺処分」ということで、飼い主探しに対して交付税で応援するというので、政府はえさ代など、自治体の必要経費の一部に地方交付税として支援する方針を決めた。ですから、新しい飼い主が見つかるまで、保管したあれですよ、犬や猫に関して、犬と猫、計32万匹のえさ代3日分と、飼い主が見つかって引き渡す際のワクチン代に相当する総額3億5,000万円を動物愛護管理推進費として、2008年度の地方交付税に盛り込むというふうにされているのですけれども、この辺は市の取り扱い方としてはどうなっているのでしょうか。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 今、総務部長に確認しましたところ、大体通知が、そういうふうに出ても、通知が来るのは大体7月ということです。ですから、その中で持たれるであろう交付税の内容が詳細に出てきますので、そこで今のようなものが含まれているのかもしれない。ですから、そこはきちっと私どもも吟味して判断をしていきたいと思いますが、しかしやはり基本的に言えば、飼い主のモラルの問題といいですか。それと、基本的には、明確に法律違反、動物の愛護及び管理に関する法律で言えば、捨てるだけでもだめなのです。もちろん殺すことは基本的にだめですね。それは限られた場合ということですが、ですから捨てるということ自体も罰せられますし、危害を加えてもだめと、もちろん虐待はだめというふうに表示されていて、全く法律違反のものをやるのに、また金出すということですから、これがもう本当にそれがいいことなのかどうかというふうに今思っておりますけれども、いずれにしましても7月にきちっと通知見ました中で、また考えてみたいと思います。

議長（高橋 守氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 今の件で、私本当にそれが出てくるのかどうか、ちょっと疑心暗鬼なのですけれども。というのは、年々交付税は減らされてきて、交付税算入だ、これもこれだと言いながら、お金に色ついていないから、これが猫なのか犬なのかどうかかわからないというのが実態ですからね。

ただ、今、皆さん御承知のように国は財源が80兆円も赤字の状況の中で、お年寄りにも負担してもらおうということで、後期高齢者ということで無年金の人でも均等割の部分は取るという状況でしょう。そういう状況の中で、悪いけれども動物にそういう交付税を回すという感覚は、私どうも理解できないのです。皆さんどうでしょうかね。本当に、今、そういう時代なののでしょうか。江戸時代のたしか5代将軍綱吉の時代に、「生類憐れ

みの令」というのが出て、お犬様というのが一時期あった。ああいうことをちょっと思い出すのですよね。ですから、法律でそういうふう決められたのなら、それはそれとして考えますけれども、世界には今、食糧が高騰して餓死していくというアフリカ、アジアの一部の諸国ではあり得る。そして、燃料が高いということで、あるいはまた食糧危機ということで、もう命をかけた争議が、暴動が起きているわけでありますよね。そんな中を考えますと、これ以上言葉にすることはちょっとやぶさかですから出しませんが、どうなのかなというふうに私は感じざるを得ないわけですよね。確かに、いろいろな視点でそういうペットの問題というものは、人間の人生にとって有意義な部分はあるでしょう。それは私は否定しません。それは個々の感覚の問題ですから、そこまで我々は立ち入るべきことではないにしても、やはり全体のバランスということ考えたときに、本当にそれでいいのだろうかということを、私たちはよっぽど吟味してかからなければならぬだろうというふうに思っています。

特に、御承知のように地球温暖化は、今、いよいよこの7月7日から洞爺湖でサミットが開かれて、温暖化の問題を本格的に議論しようとしているわけですが、これは開発途上国と先進国の間に大きなギャップがあるわけですね。こう言っている間にも、一日一日、二酸化炭素がこの大気中にふえてきて、そして温暖化は確実に進んできているわけです。そういう状況の中を考えますと、いわゆる感染症問題一つとって見ても、大変な状況が、今、日本列島の中で起きようとしているときに、例えば鳥インフルエンザの問題が今惹起して、話題になったり消えたりしておりますけれども、現実にあのワクチンが三笠に何人分あるかと調べたら、7人分しかないのですよ。1万1,000人の人口の中で、あのワクチンを打てる人は、今の段階では7人しかいないのです。こういう状況の中で、物事を私たちは真剣に本当に考えていかなければならない時期に来ているのではないかなというふうに思っております。

そういうことで、世界の情勢なり、あるいは国内の情勢を考えたときに、今言った問題は、確かにそういう部分もあるでしょうけれども、私たちとしてはやはり一万一千数百のこの市民の命と暮らしをどうやって守っていくのかと、そこにやはり力点を置くということを、私たちは基本的に考えて行政を推進していかなければならぬだろうというふうに改めて感じたので、答弁になるかどうかわかりませんが、私の思いを語らせていただいたところでございます。

以上です。

議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

3番（佐藤孝治氏） もう市長のほうから、そういう答弁をいただきましたので、確かにこの問題はもう間違いなく飼い主のモラルの問題で、飼い主の方がしっかりしてくれば、こういう問題というのは起きてこないのだろうなと思いますけれども、その辺がまた難しい部分で、もう何年も何年もこういう問題が続くという部分で、本当に難しい問題だと思いますけれども。私としては、なぜこれを聞いたかということ、やはり三笠市には保健

所というものが無いものですから、三笠市にとっても、こういう部分、捨て猫やなんかのえさ代やなんか、保管した犬や猫を殺処分しないように保管しておくという部分では、三笠市としては、ちょっとないのかな、すぐに岩見沢のほうにお願いしたりするのかなと思って、三笠市のほうではもしかしたらこういうのはないのではないのかなと思って、聞いてあれしたので、7月にということであれされていますので、とにかくいろんな問題あると思いますけれども、とにかくもうだれもが住んでよかったというまちづくりという部分の観点で言えば、どんな問題でも、住民の人たちが少しでも納得できるような部分で、それに近い部分で対応しながら、まちづくりを進めていただきたいと思います。

私としては、特に今回の問題の中で、一番本当に推進していただきたいのは、雇用促進に入居している本当にあの住民の方々を何とかしていただきたいという思いですので、それを最後にお伝えして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高橋 守氏） 以上で佐藤議員の質問を終わります。

次に、2番岩崎議員、登壇質問願います。

（2番岩崎龍子氏 登壇）

2番（岩崎龍子氏） 平成20年第2回定例会におきまして、一般質問通告を出させていただきました2点について質問いたしますので、わかりやすく御回答いただければと思います。よろしく願います。

最初の問題では、環境問題についてであります。

ちょっと長くなりますが、川内の産業廃棄物の処理場の悪臭のことでありますけれども、三笠の環境基本条例について、ちょっと述べさせていただきますと思います。

三笠市の環境基本条例では、道立自然公園桂沢湖やまちの中央部を流れている幾春別川、三方を囲む緑の山並みなど清らかな水と緑あふれる環境にあり、市民の生活に潤いや安らぎを与えてくれ、限りある環境を良好なものとして、未来の世代に継承する責務がありますと、条例に明記されています。条例の第7条では、「人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水及び土壌等を良好な状態に保持すること」また、3番目には、「潤い、安らぎ及びゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、緑や水辺等自然とのふれあいづくりを推進するとともに、自然と調和した魅力ある景観形成、歴史環境の保存等、地域の特性に配慮した快適なまちの形成を図ること」このように環境について詳しく条例で決められています。

そこで、この川内の産業廃棄物処理場の悪臭についてでありますけれども、平成17年5月17日に本郷町の地域での最初の悪臭が発生し、その原因をたどって見たところ、川内の産業廃棄物処理場からの流水によるものと判明したと聞いております。市としても、対応もされたとも聞いています。しかし、18年の3月、また19年、そしてことし20年の3月にも悪臭が発生しました。4年も続けての悪臭の発生は、地域住民の不安は深まりました。私も今年の春、初めて知り現場に調査に行きましたが、温泉のようなおいで、それは硫化水素のにおいでありました。この処分場は、安定型であり、本来ならば悪

臭が発生するはずがないものです。市としても、悪臭発生の都度、対応に努力されたと聞いておりますが、根本的な解決にはなっておりません。

そこで、二つ目の悪臭の早期解消についてであります。住民の不安がことしもまたかと思ひ、来年も同じでは困ると心配しています。一日も早い解決が望まれます。解決のために、今どのように考えておられるのか、お答えをいただきたいと思っています。

環境省の通達などでも大変具体的に解決をする方法なども通達で出ておりました。後ほどお話ししたいと思います。

二つ目に、後期高齢者医療制度についてであります。

75歳以上の高齢者の新しい医療制度は、年金からの天引き、国保のときよりも高い保険料など、経済的負担が問題となっています。75歳以上になったなら、まともな医療が受けられなくなるのではないかなど、深い不安が広がっています。外来では、必要な検査や治療を受けにくくなる定額制、包括払いなどが糖尿病や高血圧症など、診療に通っている人に導入されました。いずれも75歳以上だけが対象になっております。高齢者を病院が追い出す。後期高齢者退院調査加算もつくれ、延命治療も誓約書を書かせるというように、後期高齢者終末期相談支援料も導入されました。命と健康にかかわる医療に、年齢での差別医療は人道にも反しています。このようなお年寄りいじめの後期高齢者医療制度の撤廃を求めて、日本共産党は全国で運動を広げております。このように問題の多い制度のもとで、三笠での現状について質問いたします。

4月からの実施によって、前の国保の保険料に比べて、負担がふえた方がどのぐらいいらっしゃるのか。また、減る方が多いと言われてはいますが、減額になった方の数。

二つ目には、保険料の徴収方法の内容について、75歳以上の対象者2,400人余りと聞いております。その中での特別徴収の方、窓口徴収の方との数字を教えてくださいと思います。

それから、3番目に75歳以上の後期高齢者の人間ドックの助成であります。これは全道的には、助成を打ち切っているところが多くありますけれども、三笠としてはどのようにしていただけるのか、お考えを聞かせてください。

また、4番目には保険料の軽減や自己負担の軽減など制度の中身が十分知らない市民も少なくありません。世帯分離のことだとか、障害者の制度加入のことなどいろいろありますけれども、それらについて窓口への相談があったときには、しっかりとお知らせしていただければと思ひ、そのことについての対応について、どのようにお考えか、お知らせ願ひたいと思ひます。

以上2点について質問させていただきました。壇上での質疑はこれで終わります。よろしく願ひいたします。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） それでは、まず1点目の環境問題、川内産業廃棄物処分場の悪臭について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、現状から申し上げさせていただきますと、この川内の産業廃棄物処分場は、昭和60年の6月から三笠市が最初使用を開始したものでございまして、平成14年の8月に、有限会社道央開発という会社に継承したものでございます。先ほど来、議員の御質問にもありましたように、悪臭が発生しているということが何回か起きております。このことしの3月も、私自身もちょうど市来知を車で走ったときに、異様なにおいがしたものですから、すぐ担当のほうに言いまして、どういう状態なのかということを確認をしてもらったところでもあります。その結果、原因については、やはりことしの場合、特に雪解けが急激に進んだものですから、その処分場内に入り込む流水、水の量が一気にふえて、それがあふれたというようなことでございまして、あふれたと申しますか、それが配管にうまく流れ伝わらないで、配管のトラブルが生じたり、配管の排水能力が不足したということがありまして、それが表面に出たことによって、悪臭が発生したというような状況でございました。これは、やはり過去にも先ほどもお話にありました17年、18年にも同じようなことが起きたということでは、これはいつまでもやっぱりこういうことは見逃しておくわけにはいかない、放置しておくわけにはいかないという思いは全く同じでございまして、早速この解消についてということでは、やはり事業者、管理者がどういった対応をしているのかということもございまして、この処分場の指導につきましては、北海道空知支庁が直接当たることにはなっているのですけれども、そこから出た部分については、やはり私ども環境を守るという部分で、市が対応ということになるかと思っておりますので、これ両者が、空知支庁と三笠市がまずこの悪臭の解消、それから管理者に対して、どう指導していくのかと、共通な認識を持って臨まなければならないだろうということで、先月、5月27日に現地でいろいろと確認をいたしまして、状況を確認しまして、内容を詰めたところでございます。その3日後、30日の日に空知支庁と私ども担当と現地にまた赴きまして、そこに管理者も、当事者も呼び寄せまして、厳重に指導をしたところでございます。指導の内容につきましては、空知支庁からは、処分場内における雨水等の対策を徹底的にしてくださいと。そして、中の排水溝を区切ったりしているのですが、そういったものもきちんと計画を出してもらうというようなことを指導しております。私ども三笠市のほうとしては、この適正な処分場の維持管理に努めるように、悪臭が発生しないよう監視体制を強化してほしいと。それから、悪臭が発生した場合には、速やかな対応をとって、報告義務や説明責任を怠らないと。ここが、今までも正直に申し上げまして、私どもに報告がおくれたりとか、空知支庁のほうにも報告がおくれたりというような実態がございまして、まずここはきちっと守っていただくと。先ほど議員の質問の中にもありました環境基本条例を市で定めておりまして、やはりこれは人の健康の保護は当然守っていかねばなりませんし、大気、水、土壌の汚染といったことはあってはならないということは常に頭に置いておりますので、今後は市としては、空知支庁と連携を常に図りながら監視に努めていきたいと。また、事業者とも連絡をとりながら、二度とこういうことが起こらないようにということでは、常に注意をしながら進めてまいりたいというふうに

思っております。

それと、2点目の後期高齢者医療制度についてなのですが、大変私どもも、今、国のほうでもいろいろと廃止案が出たり、また与党サイドのほうでも見直しをするというような動きがあって、そこがまだ結論もいろいろ出ていないものですから、私どもも非常に困惑した状態でございます、正直申し上げまして。

そこで、質問のまず1点目の保険料がふえた方、減った方ということなのですが、これにつきましても、国のほうで今月入りましてから、6月4日に減少する世帯の割合がおおむね69%、平均ですけれども、になるだろうというような見込みを出しております。ただ、この数値につきましても実際徴収する方式、例えば所得割、均等割、平等割、資産割を全部徴収する4方式とか、資産割を外す3方式ですとか、平等割、資産割を外す2方式とか、また低所得、中所得、高所得、いろんな層がありまして、それぞれによってまたパーセントが全然違うのですね。早くから私ども精査していればよかったですけれども、今回、これ全部手作業でやるということで、ちょっと間に合わなかったものですから、世帯主等が後期高齢者医療に移行して、単身世帯となった341世帯、これに限ってちょっと洗い出してみましたところ、平成19年度の国保料と比較した結果は、減額になる世帯が178世帯で52%、逆にふえる、増額となる世帯が162世帯で48%になるのではないかとこのふうにご試算したところでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、国の数値と比較されますと、ちょっとどうかということはあるし、なかなかどこで整合性を持たせるかなという疑問もあるということでは正直なところでございます。

また、2点目の保険料の徴収方法別の内訳でございます。年金から天引きする特別徴収ですね。これも今仮徴収の段階ですので、また今後数値が変わる可能性はございますけれども、現段階では、この年金から引き去りする特別徴収については2,054件、全体の82.6%、それから納付書等で納めていただきます普通徴収につきましては434件、全体の17.4%という数字になっております。

それと、人間ドックですね、こちらのほう受診した数ということで、過去3年間ということですが、平成17年度が12名の方、それから18年度が15名、それから19年度が10名という数字になっております。

それと最後の保険料の軽減措置等の周知についてということでは、広報等でも過去にはお知らせをしておりますけれども、窓口にいらしたときにもきちんと相談を承っておりますし、逆にこちらからこういった手法もございますよというようなことではお知らせするようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） お答えいただきましてありがとうございます。

川内の問題では、市の責任の部分ももちろんないわけではないのですけれども、空知支庁にも申し入れでどのように解決するのかということではいきましたら、こちら側は道だけ

れども、こちらは市だというような責任があっちこっちやるのを、ちょっと肩すかしを食わされたような感じで帰ってきたのですけれども、いろいろ通産省の通達で見ると、この処理場については安定型ですので、悪臭が出るようなものは本来は入らないというふうにはなっています。

道のほうの資料をちょっと取り寄せたのですが、それではやっぱり平成16年に若干木のくずが入っていたので、それを取り除くような指導をしたというふうに書かれています。やっぱり環境省の通達などは出ているのですね。石こうボードなどがやっぱり含まされると、そこから化学反応を起こして、雨水が入ると硫化水素が発生するというふうに書かれていて、それも早い時点で、平成12年の9月だとかにも、そういう対応を速やかにするようという通達が出ています。それは市に来るのではなくて、道であり、空知支庁だったと思うのですけれども、そういう点でも空知支庁の対応の遅さもあったのではないかなというふうに思います。4年も続いているということは、根本的に解決する方法をきちんと出されているにもかかわらず、それが十分行われていなかったなというふうに思います。それで、環境省のほうで出されている通達で言いますと、自然の土壌の中にもそういう硫化水素のような出る可能性はあるのだけれども、特に石こうボードなどによるそういうものが廃棄物の中に含まれたときには、高濃度の硫化水素ができて、悪臭が発生しますというふうに書かれていますので、それで土を盛って、その上に草を、芝生のようなのを植えるとか、そういうふうな対策をとるようというふうになっているのですね。火山灰などの土壌を30センチから50センチ敷くことによって、悪臭の対策になるというふうに書かれていますし、そんなふうに今まで努力はしたというふうに聞いていますので、ですけれども、それでもなおかつ出るということは、もっと厚く土壌を積まなければならないのではないかと。土の質にもよるのかなというふうに思うのですけれども、雨水は入らないようというふうに書かれています。

そういう点で、きょう部長さんからのお話で、三者で立ち会って話をしたということでもよかったというふうに思っています。空知支庁に行ったときには、においは三笠市の責任だから私たちは関係ないというふうな言い方だったのですね。でも、においが出るということは、産業廃棄物のところから出ること、あれがなければ三笠は基本条例と同じ状況にあるのは事実なので、そういう点では道に対してもきちんと意見を出していただきたいというふうに思っています。共産党としては7月3日の日には、空知支庁交渉もありまして、この問題についてもきちんとした指導をしてほしいと、解決のために指導をしてほしいということで要望を出そうと思っています。7月14、15日は道の交渉があります。そのときもこの問題、やっぱり道の責任だと思うのですね。指導がきちんとして、業者への打つ手もきちんとしていなかったから、4年も続いて発生ということになりますので、私たち、私自身も知らなかったのも、ことしお話があって行って見て驚いたのです。温泉わいたのかと思うようなにおいがしましたし、そういう点で関係するところにはきっちりと意見を出していただきたいなというふうに思っています。私たちのほうでも努

力して、市の皆さんと一緒にこの問題、こととして終わり、来年は悪臭発生しないのだというところまで、きっちり業者の人にさせていただくように、道のほうにも指導を強めてもらうようにしたいというふうに思っていますので、市のほうでもそのように働きかけをお願いしたいと思っています。

一つずつのほうがいいですね。

環境については、今、私が思っているところはそこなのです。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 過去に何度も町内会対応、その他も所管で一生懸命やっています。はっきり申し上げて、道の対応は本当にきちっとしてないのか、しっかりしていないことがどうも過去にはあったというふうなことも聞いておりますけれども、最近ようやく重い腰も上がって対応し始めてきているという状況です。ただ、状況としては、業者も結構地域には説明をしに来たりということがかなりありまして、ただ、そのたびに雪が多かったり、勢いが強かったり、いろんなことをして、管が外れてみたり、何か適切に処理されていなかったりというようなことがあったようです。ただ、考えてみますと、今、御指摘のように、あそこを僕もこの悪臭問題があってすぐ行ったのですがけれども、結構ああいう安定したものを投げている割には、いろんな物が浮いていたと記憶があります、たしか。あちこち発泡スチロールが浮いていたり、ビニール袋がたくさん浮いていたり、ああいうのは本当に問題だなとつくづく思いましたし、ああいうところですから、相当蛇やなんかが多くて、ごみがたまっている池というか沼の出口あたりには、たくさん蛇がいるというような状況がありまして、これは尋常じゃないなと私も思った記憶があります。最近行くと、そういう状況はもうほとんどなくなっているのですけれども、しかも澤上部長の前任の部長もかなり一生懸命対応をしてくれて、現在、土を覆って対処する状態にはなっているのですけれども、なかなか解決策がないと。ただ、市もですし、業者さんもそうなのでも、かなりの回数、町内会ともやり取りをさせていただいて、私も本郷町に住んでいる関係上、町内の説明会があったり、かなりしました。その中で、会長さんや副会長さんや皆さん一生懸命この問題に取り組んでくれていまして、一般の会員の方々にそういうものに詳しい方もおられて、かなり真剣にこの問題について考えていらっしゃるという状況です。私どもとしても、これから手を緩めずに、本当に岩崎議員言われたように、来年はもう絶対発生しないというふうなところまで、しっかり取り組みたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） ありがとうございます。本当にそのように思います。やっぱり国の指示というか、通達も不十分なのだというふうに思っています、本当に。水のあるところに廃棄物を投げてはいけないというふうに指示出ているのですね、通達で。それを池に埋めたわけですね。だから、もうそういうことが化学的に起きるというのも、国の調査も遅いのは遅いのだというふうに思います。それが速やかにそういう地域にきちんと伝

わっていないという点での国の責任も大きいというふうに思っています。

もう一つ思うことは、私が行ったときには、水はある程度透き通ったように見えていますが、ちょっと薄いこのような色なのですけれども、水の流れがちゃんとする、川のほうにまできちんと流れるようになれば、においは出ないというのですけれども、ということとは、水そのものにやっぱり問題がないということではないので、水については、道の管轄だというふうに聞いています。それで、幾春別の川は、本当に炭鉱がなくなってやっときれいになったなというふうに思っていますし、その中で子供たちがサケの子供を放流していますよね。この前の新聞に出ていたのは、飼っている間に死んで浮いている稚魚を見たときすごく悲しかったというふうに報道されていました。それを見て、本当に幾春別の川に水を流しているわけですが、その水が大丈夫、サケが育つような環境にあるのかどうかという、その水の問題も一つあります。そのことはやっぱり市としても、幾春別川を守るためにも、また子供たちの未来にとっても大事なことなので、水のことについても、道のほうにきちんと要望していただきたいというふうに思います。

町内の方からお聞きしましたのは、18年には水質検査もしていただきましたと。達布のほうからとった水には硫化水素は発生していないけれども、あの池のところですか、水が出ているところをとった水は、硫化水素がもうそのとき既に発生していた、含まれていたということで言うと、水の流し方をきちんとすれば、においはなくなるのかもしれないのですけれども、本当に川に届いたときにどうなのかということが心配です。将来にわたって、三笠の水が本当においしいというふうに自慢、今までもしているのですけれども、そういう立場で道のほうにも要望していただきたいというふうに思っています。

それと、黒いパイプで流していますよね。あれも景観上で言うと、あれは何だろうと思うようなものなのですけれども、今度きちんとやってもらおうというふうになると、あれが取り除かれるようになるのかどうかということと、それと地神宮のところの岩谷さんの農家さんのかんがい溝のところ、途中で切れているのですね。浄化センターから流れる水と合流して流れているのですけれども、そのパイプから水が出ている先は、石も白っぽく変色してる。浄化槽から出てきている水のほうは、黒く藻が生きているという、そういう状況になっていて、あの辺もにおいがひどいということで、ある方は、浄化槽が壊れて、故障してにおいをするのかと思ったという市民の方もいましたので、そういう点では、川のほうまできちんと水の出口がそちらまで行くような解決も必要ではないかなというふうに思っています。水の話は道の管轄ということになっていますので、私のほうも空知支庁や道の交渉のときには、その話もしたいと思うのですけれども、ぜひ今の状況の中で水質検査がどうなのか、そんなことも要望していただきたいなというふうに思っています。

議長（高橋 守氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 今、お話ありましたように、実は当初はため池といいますか、あ

そこにいろいろな物を入れたときに、実はブルも入って押っつけたものですから、中のヘドロとかき混ざった状態になった。あの沼は、何十年前から始まったか、百年単位なのかわからないくらい、いわゆる草が生えて、それが腐食してきたと。それとあと、安定型の産業廃棄物だといいながらも、いろいろなものが、さっき副市長が言っておりましたように混ざっていた。それで化学反応起こしてにおいが出てきた。あれ風強いときは、全く飛んでいってしまっ、においが無いのですけれども、風がたまるとにおいがすると。私も何度かありました。18年の春先に雪解けがすごく進んだために、やはりにおいがしたということで、実はあそこのため池のところから、ずっと川の中にくいを打ちまして、こういうパイプで幾春別川までつないだわけですよ。それで、これで悪臭はないだろうと。当時、幾春別川も一定以上の、勝手に水を流せませんから、全部水質検査をして、異常がないということであそこを許可して出したわけです。その後、しかし依然として、においが春先、特に春先の夕方だとか、朝早いときとかと、何ていうのですか、空気がとまるようなときににおいがしてきたということがあって、その都度、我々としては道に対して、何せあれはすべて道が認可して、道が監督権持っているわけですから、言ってきたのですけれども、なかなか遅々として進まない。そういうことで、今回、市も入りまして、それなりに一定の三者の協議をして、業者に対してきちっと指導するということが確立したので、今の段階では、発生しないだろうというふうに期待はしております。しかし、これは私どもも常に監視体制はきちっとしていけないとだめだと思っておりますので、今後ともそういったことが起きないように、最大限努力していきたいなというふうに思っております。

それから、今はもう終わったでしょう、あそこ。捨てるのは、もう終了したのです。終わっていますから、この後、今、土をかぶせて草を植えたりなんか、あるいは上に排水口を別につくるといって今作業を始めるところですので、そういった点で少しは改善されるのかなと期待しております。

議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） ありがとうございます。本当に根本的に解決することを願っております。役所の方たちも大変だと思うのですが、頑張っていたきたいと思いません。

それで、ひとつその中で思うことは、三者の方で現地を見て、対策を考えられたとおっしゃっていましたので、工事が始まる前などは、住民の方の代表の方とでも一緒にこういう工事をしますと、だから大丈夫ですというふうなことをお話ししながら、一緒に解決の方向に持って行っていただければと思います。それが、また協働のまちづくりで、住みよいまちづくりになるのではないかとこのように思っています。

環境問題については以上です。

それで、二つ目の問題ですけれども、質問です。

後期高齢者医療制度については、私も何回も実施までいろいろ質問させていただいて、状況、どんなふうに進むのかということもいろいろやってきたのですけれども、実際に実

施されてみて、本当に矛盾がいっぱいあるということがますます明らかになって、本当にお年よりいじめだけではなく、行政の職員の皆さんも寝る間も惜しんで頑張らなければならないほど大変面倒な制度であって、今、撤廃、見直しといろいろ言っていますけれども、それもまた混乱も起きるのかなというふうに思っていますが、三笠の住民のやっぱり世帯では、本当に収入の少ない方が多いので、どのぐらいの方が減額になったのかというのが大変気になっていました。52%というのは、国の69%というのからは低いことは低いのですけれども、中身があるのではないかというふうに思います。国の数字の発表は、最近では信用できないかなというふうに思うくらいですので、三笠市の実際に手仕事で調べていただいた数字のほうがもっと信憑性は確かだというふうに思っています。

それで、ふえた方というのは、やっぱり御夫婦で一世帯でいたところの人たちが分かれるわけですから、そういう点での負担がふえているということだなというふうに思います。説明会でも、皆さん、やっぱり御夫婦そろっている方は、自分のは幾ら幾ら来たのだけれども、家内の分がわからないということでふえるのではないかという心配ありましたので、国保の納付書が届いたら、またいろいろ質問もあるかというふうに思います。問い合わせもあるかと思いますが、その辺の対応も納得できるように説明してあげて、国の悪い制度なので、行政としても大変やりにくいところあるかもしれませんが、その辺も丁寧に教えていただきたいなということが、4番目と兼ねてです。

もう一つは、徴収方法も今お聞きしましたので、17%の方が窓口払いということなので、人数的には金額的にも保険料については、そんなに多くないのかなというふうに思います。

それと、人間ドックのことなのですが、全道的には削ったところがほとんど、数えるぐらいしか助成続けているというところないのですけれども、三笠の数字で言うと、10人前後ですよ。75歳以上の高齢者の場合、健診については、1割負担を三笠市としては無料にということで新聞にも載りましたし、私も胸を張って、三笠は負担なく行政でやってくれるのだよという宣伝はしているのですけれども、例えばやっぱり健康診断をきちんと受けたいと思う人たちが何人かでもいれば、この人数であれば、そんなに予算は使わなくても済むのかなというふうに思いますので、できれば引き続き助成の予算も取っていただければと思いますので、検討していただきたいというふうに思います。

それと、4番目のところなのですが、これはいろいろわからないと、広報でいろいろ教えていただいて知らせているのですけれども、実際にはわからない方もたくさんいらっしゃるのですが、一つには世帯分離のことでわからなかったという方もいますし、それから障害者の方で制度に入ったのだけれども、選択ができるということが後で聞いてわかったので、どうしたらいいのだろうという話もありました。6月の保険料の納付が届いてから検討したいという方もいましたので、そういうふうに一つ一つわからないことが出てくる場合が結構あると思うので、私のほうは窓口へ行って相談して、個人情報でいろんなこと余り詳しく教えられないので、行ってくださいというふうにしてお話ししています

ので、そういう点で御援助していただいて、多くの方たちに納得まで、この制度自体は納得できるものではないのですけれども、わからないということで終わらないように、質問したときには親切に教えていただけるからと紹介しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

質問については以上です。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） この後期高齢者の問題については、今、制度が今後どうなるのかと、これがもう全然わからない状態に入り込んで迷走しているというのが適当だと思うのですが、そういう意味で、まず最初に部長のほうから申し上げた52%、48%というのはあくまでも限られた人の分です。世帯主が後期高齢者医療へ移行した場合の単身世帯についてどうかということで調べたというだけなのです。それで、詳細にはまだ調べ切っておりません。大変申しわけないのですが、ただ、それが国で言っている69%といういいところになるのかもしれませんが、これはもうちょっと時間いただかないと、私どもの今の能力では、ちょっと調べるのに時間を要するという事なので、御勘弁いただければと思います。

それから、人間ドックのほうに関しましては、確かに後期高齢者医療にいかれることによって不利になる方がおられるのですね、これね。それが先ほどの10名ということになるのでしょうけれども、ただ制度の充実の仕方によっては、10名で済むのかどうか。たまたまことしは個々の方々、今、受け付けをしているようなのですけれども、何かすごい足が速いというか、相当な勢いで健診を受けられる方が出てきているようですから、そういう意味では、本当はことしもやっていけば、後期高齢者のほうも多くなったのかもしれませんが、ここは、今これだけ制度が動いていますので、ちょっと見せていただきたい。大変申しわけないのですが、その状況によって、三笠市としてどうするか、これ判断したいと思いますので、もうちょっと時間をいただければと思います。

それから、あと軽減措置の問題ですが、この世帯分離すれば保険料が安くなる安くなるというのは、余り私どもとしてPRする中身ではちょっとないのかなと。税のほうで言えば、節税という考え方ありますから、それも一つ考えれば、それをやってもだめだというわけではないのですが、余り好ましくはないのだろうと思っております。その点で言えば、私ども所管にはっきり指示いたしましたのは、ともかく窓口に来て相談された場合、それからそういう可能性がある場合は、お伝えしなさいと。お伝えした上で、そちら様の御判断をいただきなさいということで、それをしっかりやっさいこうと。ですから、できる限り、市長もいつも申しておりますけれども、親切に対応すると、丁寧に対応するというのをしっかりやっていきたいと思っております。

議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） ありがとうございます。本当にいろいろこの制度については、どのように変わって、どうなるのかも見通しがわからないような状況にはなっております

けれども、市民の皆さんにわかりやすくということで努力していただいているので、今後ともお願いしたいと思います。

以上で、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高橋 守氏） 以上で、岩崎議員の質問を終わります。

延 会 の 議 決

議長（高橋 守氏） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこの程度にとどめ、残余の質問は明日継続して行うこととし、本日はこれをもちまして延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、延会することに決定しました。

延 会 宣 告

議長（高橋 守氏） 本日は、これをもちまして延会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員